

北海道議會時報

第 7 卷 第 4 号

昭和 30 年 4 月



北海道議會事務局

— 第 4 号 目 次 —

議会の動き

第一回定例道議会	1
本 会 議	2
常任委員会	37
特別委員会	47
予算特別委員会	
決算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
決議・意見書	33
請願・陳情	9
合	
全国都道府県議会議長会	54
資 料	
地方交付税四月概算交付額	55

雑 録

単独災害、公共災害復旧事業起債許可	56
義務教育費四月概算交付額	57
支庁別供米割当最終決定	58
地方行政疑義問答集	59
報道から拾う	61
「政治的行為（人事院規則一四―七）五項 一号にいう「特定の候補者」の意味	
図書室だより	62
三月のメモ	63

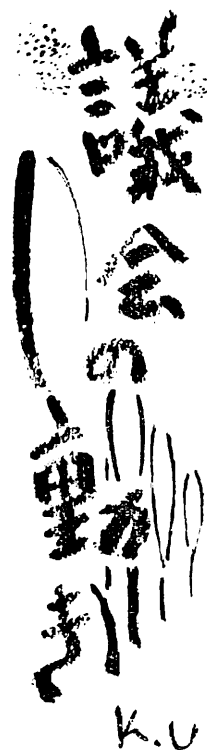
表紙写真

茨

戸

—札幌郊外—

北海道議会事務局撮影



第一回定例道議會

第一回定例道議會は、会期中知事病氣欠席のまま去る二月十八日開会、二十九年年度最終追加更正予算、三十年度骨格予算を主題として審議が行われ、この間民主党の結成に伴う議員の所属変更、副知事（西川）の退任問題、青少年保護育成条例の議員提案などがあり、会期末には二十八年度決算認定をめぐる論議が烈しく対立して、ついに三月二十日払暁に至り多数をもつて認定議決に決し、知事の退任を承認して同午前七時二十七分閉会した。

なお、審議の経過次のとおり。

（一）は第四回定例会より継続審査のもの

提案者	提出案件	議決の要領				
		原案 可決	修正 議決	同意 議決	承認 議決	認定 議決
知事	一一四一〇五			四	二	（一）
議員	八	一一三八		四	二	（一）
計						

議案

第一回定例会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
二、一八	一	昭和二十九年年度北海道費歳入歳出追加更正予算	二、一九 原案可決
同	二	昭和二十九年年度北海道貯蓄資金歳入歳出追加予算	同
同	三	北海道起債に関する件	同
同	四	札幌郡琴似町を廃し、その区域を札幌市に編入するの件	同
三、二	五	昭和三十年年度北海道歳入歳出予算	三、二〇 原案可決
同	六	昭和三十年年度北海道恩給基金歳入歳出予算	同
同	七	昭和三十年年度北海道学校職員恩給金歳入歳出予算	同
同	八	昭和三十年年度北海道農産物検査費歳入歳出予算	同
同	九	昭和三十年年度北海道水産物検査費歳入歳出予算	同
同	一〇	昭和三十年年度北海道林産物検査費歳入歳出予算	同
同	一一	昭和三十年年度北海道酪農検査費歳入歳出予算	同
同	一二	昭和三十年年度北海道貯蓄資金歳入歳出予算	同
同	一三	昭和三十年年度北海道医科大学費歳入歳出予算	同

本 会 議

○三月二日、午後一時四十二分開議、諸般の報告の後、日程第一請願審査の件、日程第二陳情審査の件を一括議題に供し、本件は、委員長報告を省略、委員会決定通り決することとし、次に日程第三議案第五号乃至第五十五号を一括議題に供し、副知事（野口）より提案趣旨説明を聴取の後、中山議員（協俱）より札幌市における売春取締について、特に道警の取締の方針、さらに赤線区域設定問題について緊急質問があり、道警警務部長より答弁、中山議員より二回にわたり再質問が行われた後、予め時間延長、午後二時四十五分休憩。午後四時三十九分再開、明三日より五日まで三日間休会について諮り、異議なくそのことに決し、直ちに散会。

知事説明要旨

知事が病臥中でございますので、私から昭和三十年度北海道歳入歳出予算案その他につき大要を御説明申し上げたいと存じます。

わが国内外の諸情勢に鑑みましますとき昭和三十年度はあらゆる意味において重要な時期に際会いたしておるものと考えられるのでありますが、恰も来る四月は道理事者並びに道議会議員の改選期にも当つておりますので、新年度における諸般の重要施策は、新なる民意を反映して決定せられました理事者及び議決機関の協力により樹立推進せらるべきものと考えられますので、今次当初予算は、原則として行政運営の基礎的経費の計上にとどめる所謂骨格予算を編成いたした次第であります。

なお、地方財政の実態に即応する地方税財政制度及びこれに関連して昭和三十

同	二九	消費生活協同組合連託資金貸付の件	同
同	二八	一時借入金金の件	同
同	二七	一時借入金金の件	同
同	二六	北海道起債に関する件	同
同	二五	北海道起債に関する件	同
同	二四	北海道民有未墾地開発費特別会計廃止の件	同
同	二三	北海道用品事業費特別会計設置の件	同
同	二二	昭和三十年度北海道用品事業費歳入歳出予算	同
同	二一	昭和三十年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計予算	同
同	二〇	昭和三十年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算	同
同	一九	昭和三十年度北海道印刷所費歳入歳出予算	同
同	一八	昭和三十年度北海道有林野事業費歳入歳出予算	同
同	一七	昭和三十年度北海道電気事業費歳入歳出予算	同
同	一六	昭和三十年度北海道自転車競技費歳入歳出予算	同
同	一五	昭和三十年度北海道地方競馬費歳入歳出予算	同
二、一八	一四	昭和三十年度北海道病院費歳入歳出予算	三、二〇 原案可決

年度の地方財政計画は未だ決定をみていない段階にありますので、予算は現行制度による財源の範疇において措置することとした次第であります。

以上の趣旨により編成いたしました予算の総額は、

普通会計 三百七億四千八百七十二万円
特別会計 三十九億八千五百八十一万円
合計 三百四十七億三千四百五十三万円

と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先づ最初に教育費について申し上げます。

教育費予算につきましては、北海道教育委員会から送付を受けた歳出の見積りにつき同委員会とも慎重なる協議を遂げた次第であります。今次予算の性格に鑑み高等学校における学級の増募等当初予算において決定を要するものを除く外は現行の規模において予算措置いたしました次第でありまして、その総額は、百二十億五千三百七十二万円

であります。

さて、これを学校別に申し上げますと、

小学校費 五十五億二千三百八十二万円
中学校費 三十三億四千六百万円

でありまして、いずれも現行定数条例による職員につき現給を基礎として、所要の経費を見込んだ次第であります。

次に高等学校費におきましては、六学級間口増すことといたしますと共に人件費については、小、中学校と同様の方針により、

十五億七千六百九十万円

を見込みました外

需用費及び設備費 九千六百九十二万円
実習船の運営費及び維持管理費 二千二百五十五万円
継続実施中の校舎改築費 一億円
校舎その他整備事業に伴う建物買収年賦金及び利子 三千九百二十七万円

校舎修繕費 七百万円
等を合せ 十八億四千三百三十八万円

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、一八
四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	三〇
苦前郡天売村を廃し、その区域を羽幌町に編入するの件	厚岸郡太田村を廃し、その区域を二分割して厚岸郡厚岸町及び川上郡標茶町に編入するの件	北海道立公園指定の件	北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例制定の件	風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立札幌中島スポーツセンター使用条例の一部を改正する条例制定の件	北海道教育職員免許状授与証明書交付手数料条例の一部を改正する条例制定の件	北海道選挙管理委員の報酬額及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定の件	地方宝くじ発売に関する件	北日本航空株式会社に対する資金貸付の件	学校給食用物資配給代行機関に対して資金貸付の件	備蓄農薬購入資金貸付の件	商工組合中央金庫に対する資金貸付の件	北海道信用保証協会に対する資金貸付の件	授産事業資金貸付の件	共同作業所運転資金貸付の件	三、二〇 原案可決
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

を計上いたしました。

次に定時制高等学校におきましては、八学級の間口増並びに第二種校三校を新設することとし、

人件費 六億九千四百一十万円

需用費 二千三百二十六万円

諸費 百六十三万円

等を合せ、七億一千八百九十万円

を、また、盲ろう学校においては、

人件費 九千三百十三万円

需用費 八百四十八万円

営繕費 三百四十万円

諸費 七百七万円

を合せ、一億一千二百九十七万円

を、通信教育においては勤労青年のためのこの教育の重要性に鑑み、約千名増募することとし、

人件費 九百二十三万円

需用費 二百十六万円

計 一千百三十九万円

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

なお、生徒児童の自然増等に伴う教職員の増員のことにつきましては、目下教育委員会と協議を続行中でありますので、これが決定を見次第速かに提案いたしたいと存じますのでこの点御諒承をお願いいたす次第であります。

次に学校費以外の教育行政費といたしましては、

教育公報費、教員養成費、教育研究会費及び文教施設整理事務費等の

教育諸費 二億二千五百四十六万円

社会教育指導費、視聴覚教育費、図書館費等の

社会教育費 六百八十七万円

また、保健体育指導費、学校体育費、学校給食費及び教員保養所費等の保健体育関係の経費

を計上いたしました。

次は警察費についてであります。

同	二、一八	四六	上磯郡茂別村を廃し、その区域を上磯町に編入するの件	三、二〇 原案可決
同	四七	四七	中川郡西足寄町及び足寄郡足寄村を廃し、その区域をもつて足寄町を置くの件	同
同	四八	四八	旭川市に編入するの件	同
同	四九	四九	岩内郡登足村前田村及び小沢村を廃し、その区域をもつて共和村を置くの件	同
同	五〇	五〇	足寄町の属すべき郡の区域を定める件	同
同	五一	五一	野付郡別海村と標津郡中標津町との境界の一部変更に関する件	同
同	五二	五二	公有水面埋立地を枝幸郡枝幸町の区域へ編入するの件	同
同	五三	五三	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域へ編入するの件	同
同	五四	五四	公有水面埋立地を亀田郡尻岸内村の区域へ編入するの件	同
同	五五	五五	全国自治宝くじ事務協議会設置に関する協議の件	三、二〇 同意議決
三、一〇	五六	五六	昭和二十九年北海道費歳入歳出追加更正予算	三、一八 原案可決
同	五七	五七	昭和二十九年北海道恩給基金歳入歳出追加更正予算	同
同	五八	五八	昭和二十九年北海道学校職員恩給金歳入歳出追加更正予算	同
同	五九	五九	昭和二十九年北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同
同	六〇	六〇	昭和二十九年北海道費転貸資金歳入歳出追加更正予算	同
同	六一	六一	昭和二十九年北海道医科大学費歳入更正予算	同

先づ職員費につきましては定数現給をもつて積算いたしますと共に臨時待命に
つては既定計画のとおり実施するものとして、

また、警察活動並びに運営のための経費
十七億七千五百九十三万円 を

五億二千四百四十四万円

公安委員会費

一千八百八十八万円

合 計

二十三億九百二十五万円

を計上いたした次第であります。

次に道職員費について申し上げます。

道職員の場合も教育職員の場合と同様の方針により現行条例による定数に
より現給を基礎として、これを積算計上することとした次第であります、
ただ年度内に生ずる欠員の概ね二分の一はこれを不補充として経費の節約をはか
ることとし、

総 額

三十四億六千四百四十八万円

を計上いたしました。

次に事業費関係について農畜産業関係から、逐次申し上げたいと存じます。

その主なものといたしましては、土地生産力の増強に大きな効果をもたらして
おりますトラクターによる心土耕混層耕実施のための耕土改良施設費として

七千万円 を

また、酸性土壌改良のための石灰購入助成費

一千万円

を見込みました外、

道営原種農場の経営費等優良種苗生産普及のための経費

三千五百七十八万円

病害虫防除費

二千二百七十九万円

農業改良技術普及宣伝費

二千二百五十一万円

同じく改良普及事業協力員設置費

二百四十六万円

畜産振興金融対策費

一千五百七十七万円

馬の伝染性貧血検査費、同じく流行性脳炎予防費、牛の結核病検査費等の

家畜防疫関係の経費

八千二百六万円

昭和二十八年乃至二十九年発生の水害及び冷害の融資特別措置に基づき資金

同	三七	昭和三十九年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	三、一八 原案可決
同	六二	北海道起債に関する件	同
同	六三	北海道起債議決変更の件	同
同	六四	北海道起債議決変更の件	同
同	六五	北海道起債議決変更の件	同
同	六六	北海道起債議決変更の件	同
同	六七	北海道起債議決変更の件	同
同	六八	北海道有林野事業費積立金運用の件	同
同	六九	北海道林産物検査費予備金運用の件	同
同	七〇	北海道警察職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	三、二〇 原案可決
同	七一	昭和二十八年の風水害による被害農業者及び昭和二十八年の冷害による被害農家に対する経営資金の償還充当資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の件	同
同	七二	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の一部変更の件	同
同	七三	社会福祉法人の助成に関する条例制定の件	同
同	七四	財団法人北海道住宅建設公社に対する資金貸付中一部議決変更の件	同
同	七五	保健所設置条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七六	北海道建築用ブロック品質保全条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七七	旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同

貸付けに伴う利子補給のための経費

二億一千七十六万円

移入米促進等の主要食糧需給対策費

三百五十万円

農業試験場費

九千二百七十万円

種畜場の経費

二千五百六十六万円

種羊場の経費

一千三百五十二万円

等を見込んでおります。

次は商工業関係であります。

先づ本道の産業構造に大きな比重をもつ中小企業対策のための経費といたしましては、

工場鉱山及び商業診断の実施及び能率指導所等の経費

百六十二万円

更に、これら中小企業の維持安定を図りますための金融促進対策として、前年度に引続き

北海道信用保証協会に対する貸付金 五億四千万円

及び商工組合中央金庫に対する貸付金 一億円

を計上いたしました外

道内定期航空運送事業等の推進を図りますため、北日本航空株式会社に対する貸付金 一千五百万円

を見込んでおります。

また、内外交易の伸長等道産物資の消流対策といたしましては、海外市場の調査分析或は販路の拡張等の経費として

貿易振興費 四百七十五万円

北海道貿易館費 二百八十八万円

東京、大阪、福岡における物産幹旋所の経費 四百九十七万円

更に工鉱業の開発振興のための経費としては、

工場の維持再建等の工業振興費 百三十三万円

地下資源調査のための経費 六百二十六万円

同

同	三、一〇	七八	北海道がん具用煙火及び始発筒取締条例制定の件	三、二〇
同	七九	七九	北海道有財産条例制定の件	同
同	八〇	八〇	北海道人事委員会委員の給料額旅費額報酬額及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	八一	八一	金庫保管金に係る小額通貨の整理に関する件	同
同	八二	八二	用水路敷地用地取得の件	同
同	八三	八三	札幌市と江別市との境界の一部変更に関する件	同
同	八四	八四	公有水面埋立地を松前郡松前町の区域へ編入するの件	同
同	八五	八五	公有水面埋立地を函館市の区域へ編入するの件	同
同	八六	八六	北海道議会議員を選挙すべき各選挙区における議員数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	八七	八七	一時借入金金の件	同
同	八八	八八	財産売却契約締結の件	三、一八 同意議決
同	八九	八九	北海道曹達株式会社に対する出資の件	三、一八 原案可決
同	九〇	九〇	昭和三十年度北海道歳入歳出追加予算	三、二〇 原案可決
同	九一	九一	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	九二	九二	北海道議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	九三	九三	北海道教育委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定の件	同

工業試験場費 千六百九十四万円

を見込みますとともに、

電気ガス火薬類の指導取締費 二百二十万円

計量器の取締及び検定の経費 三百三十六万円

等を計上いたしました次第であります。

次に水産関係であります。先づ沿岸漁場における資源の保持培養をはかりますため、

沿岸魚田改良施設費 二千四百十万円

貝類増殖施設費 一千四百十万円 を、

また、漁業開発基地としての漁港整備のための経費として、

漁港修築費 一億六千万円

漁港簡易工事費 七千万円

を計上しております。以上の外

漁業金融対策費 五千六百十万円

漁業操業指導費 三百四十五万円

漁業取締費 一千四百九十五万円

沿岸漁業調整費 二百八十三万円

海区漁業調整委員会費 二千六百八十八万円

漁業奨励費 三百十八万円

水産試験場費 二千五百九十一万円

水産孵化場費 二千七百六十万円

等を計上いたしました。

次は林業関係についてであります。

先づ森林資源の保護増進のための経費といたしましては、

森林火災警防費 二百六十五万円

野火及び病害虫防除費 一千五百十万円 を、

更に山地崩壊地の復旧その他治山事業費 一億五千八百八十九万円

を計上いたしますと共に、

造林事業の振興につきましては、

森林資源造成事業費 三億四千四百四十六万円

からまづ苗木養成委託費 一千五十万円

同	三、一〇	九四	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例制定の件	三、二〇
同	九五	九五	財団法人北海道住宅建設公社に対する資金貸付中一部議決変更の件	同
三、一七	九六	九六	昭和二十九年北海道費歳入歳出追加予算	三、一八
同	九七	九七	北海道起債に関する件	三、二〇
同	九八	九八	北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	九九	九九	北海道地方競馬登録条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一〇〇	一〇〇	北海道農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例等を廃止する条例制定の件	三、一七
同	一〇一	一〇一	電力受給契約の締結に関する件	三、二〇
同	一〇二	一〇二	十勝郡大津村を廃し、その区域を三分割して十勝郡浦幌町、中川郡豊頃村及び広尾郡大樹町に編入するの件	三、二〇
同	一〇三	一〇三	瀬棚郡東瀬棚町及び太櫛郡太櫛村を廃し、その区域をもつて北檜山町を置くの件	同
同	一〇四	一〇四	岩内郡岩内町及び島野村を廃し、その区域をもつて岩内町を置くの件	同
同	一〇五	一〇五	北檜山町の属すべき郡の区域を定める件	同
同	一〇六	一〇六	美都郡寿都町と磯谷郡蘭越町との境界の一部変更の件	同
同	一〇七	一〇七	公有水面埋立地を礼文郡香深村の区域へ編入するの件	同
同	一〇八	一〇八	財産の譲渡契約の締結に関する件	三、二〇
同	一〇九	一〇九	岩内都市計画事業火災復興土地区画整理審議会条例制定の件	三、二〇

道営苗圃の経営費

三千九百十万円

を見込みました。右の外、

森林計画編成費

二千二百七十八万円

林業経営指導費

一千百十九万円

林道施設費

四千四百十五万円

林業指導所費

七千八百四十一万円

等を計上いたした次第であります。

次に開拓関係の事業費について申し上げます。

昭和三十年度の国庫助成による新規入植者は道外一千戸道内一千戸の見込みでありまして、この入植戸数を基本といたしまして、

開拓建設事業費

四億六千九百三十六万円

用地配分費

八百三十万円

開拓地区及び道路計画費

一千六百六万円

開拓建設附帯工事費

一千五百四万円

小田地補助工事費

五百七十六万円

簡易軌道費

八百二十万円

を見込みますとともに、

入植施設費として、住宅、小学校の建設及び配電線延長による電化促進等のための経費

二億五千五十八万円

開墾作業補助

三億八千七百二十五万円

酸性土壌改良費

一億一千四百十四万円

を計上いたしております。また新規入植者の受入れに伴う

開拓事業実施準備費

六百四十六万円

開拓者の資金対策のための経費

二百十万円

を更に開拓地における営農の合理化と生活の安定向上をはかりますため

経営指導等営農促進費

七百八十八万円

開拓地における厚生施設として、開拓医、保健婦、助産婦等の設置費

千六百四十一万円

を見込んでおるのであります。

次は土地改良事業費についてであります。先づ道営の土地改良事業といたしましては、

報告

提出月日	番 號	件	名	議事経過
一一、二一	四	昭和二十八年度北海道歳入歳出決算に関する件	二、二八、 継続審査 三、二〇 認定議決	
二、一八	一	専決処分報告の件	報 告	
同	二	専決処分報告の件	二、一九 承認議決	
同	三	専決処分報告の件	同	
同	四	専決処分報告の件	報 告	
同	五	専決処分報告の件	同	

議員から提出のあつた案件

会 議 案

提出月日	番 號	件 名	議事経過
三、一八	一	北海道青少年保護育成条例制定の件	三、一八 原案可決
三、二〇	二	北海道議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例制定の件	三、二〇 原案可決

決 議 案

提出月日	番 號	件	名	議事経過
三、七	一	日ソ国交調整に関する要望決議	三、七 原案可決	

灌漑排水事業費 二億九千四百万円
 軌道客土事業費 一億七千二百六十六万円
 温水溜池事業費 九百六十万円
 畑地灌漑事業費 二千四百七十五万円
 土壌浸蝕防止事業費 二千二百四十万円
 また、国庫補助による団体営の事業費補助としましては、灌漑排水、暗渠排水、馬そり客土等合せまして 三億六千五百八十八万円
 及び、これらの事業の円滑なる施行を図りますための事務費 一千四百五十万円
 を計上いたしました。右の外
 耕地災害復旧費 四百七十万円
 開拓地災害復旧費 二千二百五十万円
 道営災害復旧費 百七十一万円
 等を見込んでおります。
 なお、農地調整関係経費としては、
 自作農創設維持のための経費 一千九十九万円
 北海道農業会議費補助 二百万円
 市町村農業委員会費補助 六千六百万円
 等を計上いたしました。
 又、未墾地の取得、管理及び売渡し等の経費につきましては、それぞれ国庫補助金を見合ひまして 三千六十四万円
 を見込んでおる次第であります。
 次に土木費といたしましては、
 先づ道路橋梁費として、
 道路改良費 二億六千万円
 道路局部改良費 六千万円
 永久橋架換費 三億円
 木橋架換費 八千万円
 道路舗装費 五千万円
 舗装道補修費 七百五十万円
 災害防除費 七百五十万円

意見案

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一二、二七	一	北海道開発行政の一元化並びにその機構の強化促進に関する意見書	二、三八、継続審査 審議未了
三、一八	一	青少年健全育成対策に関する意見書	三、一八 原案可決
三、二〇	二	昭和二十九年五月暴風並びに台風十五号による森林災害対策に関する意見書	三、二〇 原案可決
同	三	北海道農業振興に関する意見書	同
同	四	地方財政の危機打開に関する意見書	同
同	五	国立療養所における完全看護に関する要望意見書	同

請 願、陳 情

① 第一回定例道議会において、各常任委員会に付記された請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請 願

文書 番 號	件 名	請 願 者	付託 委員会	審査 結果
1	釧路港を北洋漁業基地に指定方の件	釧路市 外一名 長	水産	
2	稚内港を西カムチャツカ出漁船根拠地に指定方の件	稚内市 外六名 長	同	採択
3	道道輪厚、栗山線江別川架設広嶋橋を永久橋に架換の件	広島村 外一名 長	土木	同

道路小破修繕費 五千万円
 橋梁補修費 二千万円
 道路側溝費 一千万円
 また河川事業費といしましては、
 河川改修費 四億円
 河川局部改修費 七千五百万円
 砂防工事費 六千万円
 海岸浸蝕防除費 二千万円
 河川補修費 一千万円
 等を計上いたしております。以上の外、災害復旧事業費として、
 災害土木復旧費 一億円
 災害河川改修費 二億円
 岩内都市復興事業費 一億一千三百三十万円
 都市計画事業として、
 札幌西郊地区土地区画整理事業費 五百六十二万円
 豊平地区の土地区画整理事業費 六百二十万円
 都市計画街路事業費 一千万円
 観光土木費 一千万円
 を、計上いたしました。
 なお、土木一般の行政費として、
 建設事業費 百六十八万円
 渡船場費 四百万円
 河川管理費 九百八十二万円
 水防費 六百六十九万円
 等を、計上いたしております。
 次に社会及び労働施設費について民生関係から申し上げます。
 社会情勢の推移に即応して生活困窮者の生活を保障いたしますため、
 生活扶助費 十二億八千九百五十七万円
 保護対策費 三百六十二万円
 を計上して各種の保護にあたりますとともに、身体障害者の福祉に関する経費と
 して、

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
穂別村の通学自動車購入に対し助成の件	南富良野村落合第一地区を開拓適地に選定の件	町村道天塩町進信内、遠別町清川線を道道に昇格の件	町村道御影、芽室、音更間道路を道道に昇格の件	国立旭川療養所に作業療法施設設置に対し道費助成の件	幌泉村に道費による短角種牡牛貸付の件	真珠養殖事業に対し適地使用許可の件	網走支庁管内に甜菜製糖工場設置促進の件	厚岸町バラサン岬護岸復旧工事施行促進の件	剣淵村・幌垣内村字朱鞠内線を道々に昇格の件	函館商業高等学校々舎改築に関する件	町村合併に伴う新忠類村建設の件	桃泉村字庶野に道立診療所設置の件	胆振管内に道内製糖工場設置の件	道路橋及び鋼橋を道内メーカに発注の件	幕別町地内諫内川を道費河川に昇格の件
穂別村外三名	南富良野村外一名	天塩町外二名	芽室町外一名	結核作業療法患者後援会長	幌泉村議会議長外六名	代表北海道真珠株式会社外一名	網走支庁管内総合開発期成会長	厚岸町バラサン岬護岸促進期成会長	士別市外三名	函館商業高等学校校長	忠類村合併促進協議会長外七五九名	幌泉村外一名	胆振地方総合開発期成会長外六名	函館ドック室蘭製作所労働組合委員長外二名	幕別町外一名
文教	開農拓地	同	土木	民生	農務	水産	農務	同	土木	文教	総務	衛生	農務	同	土木
	同	同	同	同	採択	不採択		採択		採択		採択			採択

身体障害者福祉費 五百二十九万円
 身体障害者更生指導所及び身体障害者更生相談所の経費 五百七十一万円
 札幌後援指導所費 五百六十六万円
 戦傷病者援護費 三百六十六万円
 更に婦人児童福祉のための経費としては、
 児童福祉対策費 二百三十六万円
 児童保護育成費 一億四千三百三十二万円
 教護院費 一千二百二十四万円
 児童相談所費 一千五百五十四万円
 精神薄弱児施設費 三百三十五万円
 乳児院費 一千六百六十二万円
 肢体不自由児施設費 六百五十二万円
 婦人対策費 四百三十二万円
 保母育成費 二百七十三万円
 を見込みました外、低位所得者の更生自立対策費といたしまして、
 更生資金貸付事業費 五百三十万円
 授産事業資金貸付事業費 三百三万円
 消費生活協同組合資金貸付事業費 一千六万円
 を計上いたしました。以上の外
 社会福祉事業振興費 二百九十六万円
 社会福祉事務所費 三千百五十二万円
 未知還者調査費 五百四十七万円
 復員処置費 四百十三万円
 等を計上しております。また、消防並びに災害対策関係経費として、
 消防学校費 七百十三万円
 災害救助費 百六十五万円
 を、更にまた、国民健康保険の振興を図りますための経費 三百十八万円
 等を見込んでおる次第であります。

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
芦別市地内道費河川パンケ幌内川改修工事施行の件	附添看講婦制度廃止反対の件	道営温水沼事業に対し道費助成の件	上川町の通学自動車購入に対し道費助成の件	網走支庁管内町村の通学自動車購入に対し道費助成の件	若佐村の通学自動車購入に対し道費補助の件	中札内の通学自動車購入に対し道費助成の件	豊頃村の通学自動車購入に対し道費助成の件	本別町の通学自動車購入に対し道費助成の件	三石町の通学自動車購入に対し道費助成の件	浜益村の通学自動車購入に対し道費助成の件	尾札部、白尻、深部三村協同購入の通学自動車に対し道費助成の件	苫小牧市の通学自動車購入に対し道費助成の件	通学自動車購入に対し道費助成の件	長万部町に甜菜精糖工場設置の件	消費生活協同組合に対し低利事業資金貸付の件
芦別市長	日本患者同盟北海道支部連合会長 外二名	美瑛土地改良区理事 外十八名	上川町長 外三名	網走管内町村教育長会代表	若佐村教育長	中札内村長 外三名	豊頃村長	本別町長	三石町長 外三名	浜益村教育委員長	尾札部外村長 外十一名	苫小牧市長 外二名	北海道町村教育長会連絡協議会長	長万部町長 外三名	北海道生活協同組合協議会長
土木同	民生同	開墾拓地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教	農務	民生
		採択													採択

次に労政関係についてであります、内外諸情勢の変動による労働事情に対応いたしますため、

労働紛争調停及び労使協調費 二百十七万円

労政事務所並びに労働会館の運営費等

労働科学研究所費 九百十五万円

労働教育関係の経費 百九十五万円

を計上いたしました。 四百四十三万円

次は失業対策についてであります、失業者の漸増しております実情に鑑み

日雇労働者の常備化促進等の諸対策費

求人開拓、巡回職業相談所等の経費 百二十一万円

失業対策事業費 百三十九万円

を計上いたしました外、 三億一千七十七万円

応急失業及び冷害対策費

を見込み失業者の吸収をはかり、その生活安定に資したい所存であります。 二千万円

なお、職業補導事業につきましては、失業事情に対応してその整備充実を図ることとし

職業補導所経常費及び施設整備等の経費

身体障害者職業補導所費 四千六百三十七万円

簡易職業補導費 五百五十一万円

更に共同作業所運転資金貸付事業費 百五十六万円

内職斡旋相談所費 六百五十万円

等を見込み就職の促進をはかりたいと存する次第であります。 七十四万円

次は住宅関係経費であります、

前年に引続き道営共同住宅の建設を実施することとしこの経費

公営住宅建設指導費 二億四千四百三十二万円

また、耐寒耐火的ブロック構造建築の研究並びに普及指導のための

ブロック建築指導所の経費 三百二十八万円

一千五百十八万円

道費補助の件

紋別港に船員宿泊施設設置に対し

道費補助の件

道費補助の件

陳 情

42	差閉港工事促進の件	香 深 村 外二名	水 産	採 扱
41	岩内町の中小企業者に対する不動産取得税及び事業税免除措置の件	岩 内 町 長	同	
40	学芸大学函館分校シニヤ昇格資金道費補助の件	函館大学設置期成会長	総 務	
39	大樹町地内当緑原野の石油鉦基礎調査の件	大 高 樹 町 新 市	商 工	
38	温根別朱鞠内間開拓道路工事施行の件	幌 加 内 村 長	開 農 拓 地	
37	町村道清水町地内人跡基線道路を道道に昇格の件	同	同	同
36	町村道清水原野清水熊石間道路を道道に昇格の件	清 水 町 外一名	土 木	不 採 扱

文書 表 番 号	件 名	陳 情 者	委員 付託 審査 結果
1	琴似町を札幌市に編入の件	札 幌 市 外一名	総 務
2	琴似町を札幌市に合併することに反対の件	琴似町 渡 辺 富 蔵 外四名	同
3	北海道学芸大学四年課程充実に要する道費補助の件	北海道学芸大学四年課程充実期成会長	同
4	農事用電力に対する電気税免除の件	北海道 農業電化協議会長	同
5	函館港を北洋出漁基地に引続き指定要望の件	函 館 市 外一名	水 産
6	小樽港を銀洋丸船団の拠地に指定要望の件	小 樽 市 長	同
7	紋別港に船員宿泊施設設置に対し道費補助の件	紋 別 市 長	同

建築指導のための経費 五百七十二万円

等を計上いたしました。

次に保健衛生関係経費の主なものとしたしましては、

伝染病予防諸費 七千八百六十六万円

結核予防諸費 四億五千五百九十九万円

性病予防諸費 三千万円

優生保護諸費 四千三百六十二万円

及び狂犬病予防、と畜検査、食品衛生監視費等の環境衛生諸費 四千九百九十一万円

医薬品指導監視、覚せい剤取締、血液銀行の運営費等の

薬事諸費 五千四十五万円

を見込みました外、

第一線の衛生行政機関である保健所の経費

三千九百二十八万円

診療所の経費 三千六百四十四万円

衛生研究所費 七百八十九万円

医務看護費 六百四十四万円

保健指導諸費 四百七十万円

衛生調査費 三百七十九万円

をそれぞれ計上し、保健衛生行政に遺憾のないようにいたしたいと存する次第であります。

次は一般行政費その他の諸費についてであります。

来る四月執行の道知事並びに道議会議員の選挙費

四千六百六十一万円

国勢調査費 三千五十万円

豊平川、天塩川等電源開発調査費 四百万円

北海道総合開発調査費 二百七十五万円

泥炭地開発促進費 百万円

等当面所要の経費を計上いたしました外

道議会費 一億二千五百十九万円

監査諸費 二千六百三十七万円

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
農地法第七十一条による検査費に 対し道負担の件	沙流地区に道営かんがい排水事業 施行の件	稚内市地内の駐留軍接収用地買収 又は返還の件	漁業無線局施設費に對し道費補助 の件	漁港の管理者指定の件	中小企業経済危機突破特別融資措 置の件	冷害資金配分に関する件(三十四 件併合)	昭和三十年度北海道農業振興方策 の件	室蘭米高等学校校舎を東室蘭地区 に移転改築の件	苫小牧工業高等学校校定時制課程に 建築課程増設の件	海外同胞の引揚促進運動に對し道 費補助の件	上川地方の社会福祉施設充実の 件	道路との関係における車両制限に 関する政令実施延期方要望の件	釧路市松浦町、古川町、旭町を結 ぶ路線橋設置促進の件	水産技術普及員設置費補助金増額 に関する件	石狩川さけ、ます流網転換に道費 補助金増額の件
農業委員会 釧路連合会長	長沙流土地改良区理事 外二名	稚内駐留軍接収地 所有者協議会長	函館市漁協組合	北海道 漁港協議会会長	芦別市 市長 外二名	南富良野村 村長	北海道 農協組中央会長	幌別村 村長 外二名	苫小牧 工業高等学校長	海外抑留同胞救出国 民運動本部会長	上川地区社会福祉協 議会長	北海道バス協会会長 外四名	釧路市議会議長	紋別市 市長	石狩漁協組合長 外一名
同	同	開農地	同	水産	商工	同	農務	同	文教	同	民生	同	土木	同	水産
同	同	採択	不採択		不採択	同	同	採択		同	採択		同	同	採択

人事委員会費

選挙管理委員会費

町村合併促進費

徴税諸費

公債費

本庁及び支庁共通経費

庁舎及び公宅の維持費

支庁庁舎建築費

広報費

等を計上し、諸般の行政執行に当つてまいりたいと存する次第であります。

以上は普通会計の歳出の概要について申上げたのでありますが、これに見合う歳入といたしましては、

道税

地方譲与税

地方交付税

公営企業及び財産収入

分担金及び負担金

使用料及び手数料

国庫支出金

寄附金

繰入金

繰越金

雑収入

道債

合計

一千二百二十一万円

一千八十八万円

三百万円

二億一千三百十三万円

十六億六千三百九十六万円

一億二千二百三十六万円

二千四万円

二千万円

一千七百五十九万円

六十三億四千十四万円

五億一千五百万円

八十二億五千二百四十四万円

一億二千五百三万円

二億一千七百四十一万円

九億六千四百三十七万円

百九億四千八百七十六万円

一千三百九十八万円

三千八百八十九万円

十万円

十七億二千四百六十万円

十六億八百万円

三百七億四千八百七十二万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計について道有林野事業費会計から逐次御説明申し上げます。

本会計においては前年に引続き造林事業に重点を置きます一面、台風十五号による被害木の処理及び虫害防除に万全を期しますと共に林道網の整備森林火災の予防等経営管理に遺憾のないようにいたしてまいりたい所存であります。このようにして編成いたしました予算の総額は、十二億五千八百七十三万円

24	有線放送施設の普及育成及び改修整備に對し道費補助の件	北海道生産農協連合会長	農務	不採択
25	一級国道長万部一室蘭間の平担化促進の件	胆振支庁管内町村議長会長	土木	採択
26	古書籍商の買取り制限緩和に關する件	札幌古書籍商代表	民生	不採択
27	名寄町の一部を美深町に編入促進の件	名寄町境界変更促進期成会長	総務	
28	工場誘致条例を改正し、不動産取得税への適用方の件	富士セメント株式会社取締役	商工	採択
29	北海道移動図書館運営費増額の件	北海道移動図書館運営協議会長	文教	同
30	赤平高等学校に職業課程、家庭科増設の件	赤平市外一名長	同	同
31	石狩川さげます漁業転換者に對し補助金即時交付の件	石狩川谷川己代治外二名	水産	同
32	花卉園芸施設に對し助成の件	旭川市外一名長	農務	不採択
33	道立農業試験場宗谷支場を充実完備の件	道立農試宗谷支場設置期成会長	同	採択
34	家畜税を法定外市町村税に要望の件	日高町村会長	総務	
35	木材引取税の軽減に關する件（外一件併合）	北海道木材協会会長	林務	
36	空知管内に甜菜製糖工場設置の件	空知農協組合長会議議長	農務	
37	道立水産試験場室蘭分場整備拡充の件	胆振漁業振興対策委員長	水産	採択
38	胆振支庁水産室を水産課に昇格の件	豊浦漁協組合長外十二名	同	同
39	青少年クラブ活動普及費増額の件	留萌管内農村青少年連絡協議会長	農務	同

と相成つた次第であります、これを大別いたしますと、

人 件 費 三億三百三万円
事 業 費 八億八千二百五十万円
その他の経費 七千三百二十万円
であります、このうち

普通会計への繰出金 一千四十万円
市町村への交付金 二千九百六十万円
を見込んでおるのであります。

次に道管自転車競技会費についてであります、前年同様年間十一回延六十六日間の開催を予定し、これが施行のための経費を見込んだものでありましてその総額 七億三千三十一万円

となるのであります、その純益金 四千四百万円

はこれを普通会計に繰出すことといたしておるのであります。

次に地方競馬会費については、

道施行分延六十七日岩見沢市外三市の施行する市営競馬の受託実施分延二十五日間の開催を予定し、これが実施のための所要経費 二億三千五百六十一万円

を事業収入及び委託収入を引当てとして計上いたした次第であります。

次は電気事業費会計についてであります。

本会計においては、

鷹泊発電所の維持運営費 八百十二万円
川端地点調査設計費 四百八十万円
公債償還費 五千七百六十五万円
予備費その他 一千四十九万円
合 計 八千六百六万円

を売電収入及び財産収入等を見合つて計上いたしました。

次に昨年度創設いたしました、夕張川二股発電所建設事業費会計についてであります、国の同地点に対する事業量の決定が未だ明確にされておらない関係もありますので、今回は企業債、建設負担金、各々二千百万円を引当てとして、建設事業所の維持管理費及び最低限度の専用施設事業費として四千二百百万円を計上いたしました。

② 継続審査中のもの
請 願

47	町村合併による資金貸付の件	大津村外一名長	総務	
46	消防施設強化に対する助成の件	上川支庁管内消防団外八名長	民生	採択
45	太樽村、瀬棚町、東瀬棚町三ヶ町村合併の件	瀬棚町外一名長	総務	
44	北海道曹達株式会社企業再建対策に関する件	北海道曹達別工場労働組合長	商工	
43	枝幸町地内山白漁港築設工事促進の件	枝幸町長	同	
42	小樽市に漁船職員養成所設置の件	全日本海員組合小樽支部長	水産	同
41	森林地帯の山火予防対策の件	豊平町森林愛護組合連合会長	林務	採択
40	陸別町の通学自動車購入に対し道費助成の件	陸別町外三名長	文教	

文書 番表 番號	件 名	付託 委員 會	審査 結果
174	堰堤築造及び発電所建設の実現促進の件	総務	採択
245	旭川市立天文台整備拡充に対し道費助成の件	同	同
2	八短期大学に対する道費助成の件	同	同
114	北大医学部附属病院改築に対し助成の件	同	同
127	千歳町駐留米軍の撤退に伴う事態收拾対策の件	同	同

次に母子福祉資金貸付事業費会計についてであります。母子家庭の経済自立資にしますため普通会計から繰入金 五百二十万円

起 債 五百万円
合 計 一千二十万円

を見合つて措置いたしました次第であります。

次に用品事業費会計についてであります。道の行政運営に要する事務及び事業用物品の一括購入と規格の統一により、経費の節約と事務の能率化を図るため、他府県の例にも徴し、本年度より新に本特別会計を設置しようとするものであります。今回 一億八千万円

を事業収入を引当として計上することとした次第であります。

次に医科大学費会計におきましては、

大 学 費 一億五百五十六万円
病 院 費 三億百七十六万円
看護学校費 一千七十九万円
齒科診療費 一千百七十七万円
研究費 二百万円
公 債 費 七千五百五十五万円
その他の経費を含せ総額 五億七百七十九万円

となるのであります。これに見合う歳入としては

普通会計からの繰入金 一億四千九百三十八万円
使用料及び手数料 二億九千二百五十三万円
道 債 五千五百万円
雑収入その他 一千八十八万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

以上の外、

道病院費会計において 一億八千九百五十二万円
林産物検査費会計において 一億七千五百十五万円
農産物検査費会計において 一千七百七十六万円
水産物検査費会計において 一億三百九十三万円
酪農検査費会計において 一千百六十五万円
印刷所費会計において 三千三百万円

236	235	226	194	192	132	164	222	202	193	269	256	255	243	229	218
札幌東高等学校を道立に移管の件	留辺蘂高等学校を道立に移管の件	産業教育振興法に基く共同練習船建造補助の件	門別町富川高等学校の道立移管の件	北海道室蘭工業高等学校校舍改築促進の件	組合立湧別高等学校道立移管の件	浦河保健所管内支所を管内保健所に昇格の件	パチンコ許可更新期限延長方改正の件	北海道用金属機械類発注に関する件	米駐留軍演習用地接収関係経費に対する道費助成の件	磯谷村大字北尻別川部落を蘭越町に編入促進の件	私立中等学校職員共済組合掛金に対し助成の件	私立高等学校に対し助成の件	冷風害による開拓農家被害に対し減免税の件	日本と中ソ両国との国交回復促進に関する件	道所有の旧北海道馬匹組合連合会建物譲渡の件
同	同	同	同	同	文教	衛生	同	同	同	同	同	同	同	同	総務
同	同	同	同	同	同	採択	同	同	不採択	同	同	同	同	同	採択

恩給基金会計において 一億一千五百九十四万円
 学校職員恩給基金会計において 二億八千四百五十一万円

転貸資金会計において 八百五十八万円

をそれぞれ計上いたしておる次第であります。

なお別案をもつて提案いたしておりますとおり、民有未墾地開発費会計は昭和の初頭民有未墾地開発資金の転貸経理を明らかにするため設置されたものであります。昭和二十二年以降は新規の借入金もなく、本質的には転貸資金会計と同一性格のものでありますので昭和三十年以降の経理は右会計に統合することとし本会計はこれを廃止しようとするものであります。

次に町村合併関係の案件について申し上げます。

今回提案いたしましたのは、

厚岸郡太田村を廃し、その区域を二分割して厚岸郡厚岸町及び川上郡標茶町に編入するの件

苫前郡天売村を廃しその区域を羽幌町に編入するの件

上磯郡茂別村を廃しその区域を上磯町に編入するの件

中川郡西足寄町及び足寄郡足寄村を廃し、その区域をもつて足寄町を置くの件

上川郡神居村及び江丹別村を廃し、その区域を旭川市に編入するの件

岩内郡登足村、前田村及び小沢村を廃し、その区域をもつて共和村を置くの件

の六件であります。いずれも町村合併促進法の趣旨に則り関係市町村間の協議が整い申請があつたものでありまして、この間それぞれの町村の沿革或は住民の感情等諸般の事情を克服して、自治体運営の効率化と住民福祉の向上をはかりますため新しい団体として、発足しようとするものでありまして、適当な措置とまとめここに提案いたしました次第であります。

次に足寄町の属すべき郡の区域を定めることについてであります。中川郡西足寄町と足寄郡足寄村を廃しその区域をもつて足寄町を置くことに伴い両町村の所属する郡の区域が異なるので、新町の属すべき郡の区域を定める必要がありますので、これを提案いたしました次第であります。

次は野付郡別海村と標津郡中標津町との境界の一部変更のことについてであります。今回別海村から中標津町へ編入せんとする地域は地理的にも経済的にも中標津町への編入について住民の強い要望があり両町村間において協議が整つたもので現地の実情からみて適当と認められますのでここに提案いたしました次第であります。

234	209	241	227	225	169	206	249	233	266	265	264	139	110	262	242
町村道美深町幌加内村間を道道に昇格の件	中小上水道敷設事業道費補助の件	冷風害による開拓農家被害に対する救済対策の件	音更川水系かんがい用水に関する件	北海道土地改良区連合会図作共済施設事業に対する助成増額の件	常呂川第一堰堤及び第二堰堤築堤工事を道営災害復旧工事として施行の件	浜頓別町斜内に第一種漁港設置着工方要望の件	釧路市桂恋漁港を簡易工事として着工の件	松前町漁港簡易工事施行の件	国立伝食研究所の設置促進及び伝食研究機関に対し助成の件	畜牛、繁殖障害除去施設復活の件	家畜疾病及び生産低下防止対策の件	東瀬棚高等学校の学級増並びに商業課程設置の件	東瀬棚高等学校学級増加の件	静内町に教員養成所設置の件	占冠村小中学校教職員の昇給昇格の定期実施及び定員増加配置の件
同	土木	同	同	同	開農拓地	同	同	水産	同	同	農務	同	同	同	文教
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択	同	不採択	同	採択

ります。

以上は今回提案いたしました案件の主なものについてその概要を申し上げた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に應じ御答弁申し上げます。

よろしく御審議の上適切な御議決あらんことを切望いたします。

○三月七日、午後一時三十九分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、決議案第一号を議題に供し、趣旨弁明省略、朗読の上原案可決、次に日程第二議案第五号乃至第五十五号を一括議題に供し、通告による代表質疑に入り、まず高田議員（社）より、(1)総合開発問題について、特に総合開発進捗度のおそい原因、道開発費の国の総体に休する%逐年減少傾向の問題、道から国に対する納入額と国からの道に対する投入額との差額についての考え方、計画残年度で計画満度の事業施行の見越し、第二次五カ年計画の策定問題、開発機構としての特別行政区問題、開発庁の実施官庁化問題に対する考え方、(2)農地開発問題特に開発公社案の内容、機械開墾公社の構想、外資導入問題、資金調達の見越し、入植者の営農安定問題と根拠の実験農家構想、(3)自衛隊、駐留軍演習用地についての考え方と態度について、(4)水産資源の開発、産業振興上から見た日中、日ソの国交調整及び貿易問題に対する態度について、(5)財政問題特に財政窮乏の原因、国の地方財政計画と地方財政実態との食い違いの問題、道債による財政重圧の問題、二十九年度の決算見込、三十年度財政の見越し、昇給昇格費の骨格予算計上問題、児童生徒の自然増に対する予算措置、希望退職問題解消についての経緯、(6)労働問題特に学校卒業生の就職問題、失業による社会不安に対する方策等について質疑、予め時間延長の後、副知事（野口、水牧、教育次長より答弁、次に、三室議員（自）より、知事の道政執行の責任問題特に道財政の赤字に対する責任、希望退職白紙還元問題に対する責任、財産管理の不徹底、汚職問題に対する責任の在り方、昇

136	128	275	25	168	138	268	185	260	259	258	254	248	247	246	245
天北地区炭鉱危機突破対策の件	千歳駐留米軍の撤退に伴う中小企業対策の件	南尻別村所在尻別川下流電源開発の件	芦別市地内道費河川バシケ帳内川改修工事施行の件	石狩町志美地区道管かんがい施設維持費等に対し道費助成の件	広尾町を漁田開発地区に指定の件	蓄犬登録料軽減措置の件	菊西湯（仮称）開設の件	神恵内地内の古宇川を道費支弁河川に昇格の件	道道木古内、江差線の改修工事継続施行の件	前田村地内中の川を河川法準用河川に認定の件	月形橋復旧促進の件	道道釧路昆布森線釧路市所在路面舗装の件	道道釧路弟子屈線釧路市所在の路面舗装継続事業実施の件	釧路市所在島取橋を永久橋に架替の件	道道釧路弟子屈線と根室本線との接合部に跨線橋設置の件
同	同	商工	土木	開農拓地	水産	同	衛生	同	同	同	同	同	同	同	土木
同	同	同	同	同	採択	同	不採択	同	同	同	同	同	同	同	採択

給昇格停止分に対する予算措置年度の問題、予算不執行問題についての責任、起債の横流し問題等について質疑、副知事(野口)、総務部長より答弁があつたが、三室議員再質疑二回に及び副知事及び総務部長より答弁があつて、本日の質疑を終り、午後四時三十分散会。

○三月八日、午後一時十七分開議、日本民主党結成に伴う議員の所属変更のため議席の変更指定、諸般の報告の後昨日に引続き代表質疑に入り、二瓶議員(協俱)より、(1)三十年度予算では職場の不明朗、能率低下を招くおそれのある点を指摘、昇給昇格予算の計上、臨時職員の定員繰入れについて、(2)緊急不可欠予算の脱落特に農業予算、教育予算等について、(3)酪農検査所の運営問題、(4)農地開発問題特に根創開発のための実験農場、製糖工場新設問題について質疑、副知事(野口)総務部長、農務部長、教育次長より答弁があり、次に新川議員(労)より、(1)知事の四カ年重点施政と実績について、(2)機械開墾と最近の動向特に外資導入によらぬ案の策定、特別会計案と公社案の可否等について、(3)財政の逼迫とその対策について、(4)総合開発における緊急対策特に金融公庫案と石炭手当免税問題について、(5)職員の給与問題特に昇給昇格停止の条例違反問題、警察職員の給与問題について、(6)西川副知事退任問題特に西川声明に対する知事の考え方等について質疑、予め時間延長の後、副知事(野口)、出納長、企画室長、人事委員長、警察本部長より答弁、新川議員より外資問題、定期昇給停止問題、警察職員の給与問題、西川副知事退任問題について再質疑、それぞれ答弁があつて、午後三時三十一分散会。

○三月九日、午後零時四十分開議、日程に追加し常任委員補充を議題とし、議会運営委員に本多議員(民)を補充選任に決し、次に吉田(豊)議員(自)より、(1)肢体不自由児の収容施設不足対策と知事の

文書 番 号	陳 情	件 名	付託 委員会	審査 結果	267	196	237	253	263	144
295		十勝郡大津村及び広尾郡大樹町忠類村の境界変更の件	総務	採択	成の件	釧路商業高校道立移管の件	道立千歳高等学校の学級増設の件	北海道整枝学院の設備拡充の件	遺族会事業資金に対し助成措置の件	社会保険診療点数中一部改正に対し反対の件
297		会計年度変更の件	同	同						
402		函館商科短期大学に対し助成の件	同	同						
449		北海学園校舎建築費に対し道費助成の件	同	同						
450		私立中学高等学校に対し道費助成の件	同	同						
486		北海道大学教育学部に附属高等学校設置援助の件	同	同						
498		千島、歯舞諸島沿岸漁業再会のため日・中・ソ国交回復に関する件	同	同						
136		炭鉱危機突破に関する特別措置の件	同	同						

政治力について、(2)網紀弛緩問題について質疑、副知事(野口)より答弁、吉田議員再質疑の後、次に朝倉議員(民)より、(1)公明選挙と選挙運動について、(2)農業試験場整備拡充問題の今後の処理方策について、(3)製糖工場の新設位置決定問題について、(4)高度酪農集約地区問題について質疑、副知事(野口)、農務部長、選管委員長、道警察本部長より答弁、朝倉議員より公明選挙問題について再質疑二回の後、次に舩田議員(協俱)より、(1)三十年代予算編成問題について、(2)予算執行問題、(3)石狩川さけます転換漁業問題について質疑、副知事(野口)より答弁、舩田議員より再質疑二回の後、次に原田議員(自)より電源開発に伴う補償問題について質疑、副知事(野口)、電源開発本部長より答弁があり、予め時間延長の後暫時休憩。午後三時三十九分再会、引続き質疑継続、三室議員(自)より一昨日の質疑に対する知事の答弁書に対して質疑、副知事(野口)より、知事に趣旨をよく伝える旨を答えて、午後四時十三分散会。

○三月十日、午前十一時二十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第五号乃至第五十五号に、議案第五十六号乃至第九十五号を追加して一括議題に供し、追加議案について副知事(野口)の提案説明を聴取ついで通告の一般質疑に入り、高橋議員(社)より、道南漁村の安定対策問題について質疑、副知事(水牧)より答弁、高橋議員より再質疑、副知事(水牧)、水産部長、教育次長より答弁次に福島議員(自)より、(1)骨格予算と三十年代予算の最終規模、(2)予算執行責任について質疑、副知事(野口)より答弁、福島議員より再質疑、副知事より答弁があつて、午後零時五十一分休憩。

午後二時三十五分再開、副知事(野口)より、十二月九日道立藻南学園の火災について報告、ついで質疑続行。池戸議員(労)より、(1)農業災害による営農資金の農業協同組合未加入農家に対する融資の問題、(2)売春取締りに関する衛生、厚生面の指導並びに取締条例のない

232	230	220	326	316	2	1	454	282	222	467	327	325	231	182	164
香深村の隔離病舎及び病院建設費に対し補助の件	伝染病(赤痢)予防対策確立の件	道立帯広緑ヶ丘病院の病床増加並びに設備整備の件	現行起債制度廃止の件	焼尻村を羽幌町に合併する計画に反対の件	町村合併促進に要する経費補助の件	北海道在京学生に対し道費助成の件	函館自動車学庫に補助金交付の件	浜頓別町に警察署設置の件	地方公共団体の債務保証の件	昭和二十九年年度凶漁対策として税の減免措置の件	各種事業に対する起債の早期決定方の件	幌延村農業災害に伴う財政措置の件	仕出業に対する遊興飲食税免税の件	道立スポーツセンター備付ピアノ購入の件	私立学校教職員共済組合に対する道費補助の件
同	同	衛生	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務
同	同	採択	同	同	同	同	同	同	不採択	同	同	同	同	同	採択

地域に対する措置、(3)夕張川二股ダム建設工事遅延の問題等について質疑(予め時間延長)副知事(野口)、電源開発本部長、警察本部長より答弁、次に土山議員(公)より、(1)道の赤字財政の問題綱紀肅正に関する監察長制度の運営、(3)道有財産管理の問題等について質疑、副知事(野口)より答弁、次に佐久間議員(自)より、科学技術振興費に關連する研究費補助の支出状況について質疑、副知事(野口)、企画室長より答弁、佐久間議員より再質疑、企画室長の答弁あつて次に西田(信)議員(自)より、(1)希望退職の白紙還元の責任、(2)野口副知事の一貫性のない議會答弁、(3)年度内予算執行の目算、(4)工業誘致条例による助成金並びに信用保証協会に対する損失補償の義務の履行問題等について質疑、副知事(野口)、総務部長より答弁、西田議員より再質疑、副知事(野口)、総務部長答弁の後、以上をもつて質疑終結について諮り異議なくそのことに決した。

次いで笠井議員(社)より議案第五号乃至第三十七号、第五十六号乃至第六十九号、第八十八号乃至第九十一号は、なお慎重審査を要するので二十一名より成る予算特別委員会を設置し、これに付託された旨の動議を提出、これを諮つてそのことに決し、次の委員の選任を決定して關係議案を付託した。

三浦 福督(民)	沖野 政雄(公)
井野 正揮(社)	大沢 重太郎(民)
遠藤 英吉(社)	村上 貞次郎(民)
舩田 岩雄(協)	田中 巖(自)
池戸 芳一(労)	福島 新太郎(自)
畑野 仁郎(自)	道下 美作(協)
金沢 藤吉(自)	大竹 幸次郎(協)
旭 佳明(自)	若林 次郎(社)
時田 政次郎(社)	宮北 三七郎(社)
朝倉 義衛(民)	舟木 侃(社)

463	448	493	482	293	481	475	451	433	374	373	296	3	170	365	290
魚礁敷設方の件	日高管内町村の浅海増殖事業実施に対する道費補助枠拡大の件	馬産計画推進に関する件	自衛隊員等の定時制高校仮教室設置認可の件	長万部、沼田、増毛各高等学校の道立移管に伴う地方交付税の適正計算の件	公民館設置促進費追加計上実現方の件	北海道松前高等学校の定時制課程存置方の件	赤平市豊里地区学童対策の件	佐呂間高等学校に農業課程新設の件	危険校舎改築に対する国庫補助金枠増額の件	旭川市道立高等学校及び盲聾学校の改善充実対策の件	教職員の昇格昇給完全実施等に関する件	道立室蘭栄高等学校々舎改築並びに移設の件	門別町に道立保健所設置の件	浜頓別町に道立保健所設置の件	道立釧路療養所諸施設完備の件
同	水産	農務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教	同	同	衛生
同	同	採択	同	不採択	同	同	同	同	同	同	同	採択	不採択	同	採択

中山 信一郎（民）

続いて左の議案を関係常任委員会に付託した。

議案第三十八号、第四十号乃至第四十二号、第四十四号乃至第五十五号、第七十号、第七十九号乃至第八十一号、第八十三号乃至第八十七号及び第九十二号乃至第九十四号は総務委員会に、議案第三十九号及び第九十五号は文教委員会に、議案第四十三号は林務委員会に、議案第七十一号は農務委員会に、議案第七十二号及び第七十八号は商工委員会に、議案第七十三号は民生委員会に、議案第七十四号及び第七十六号は建築委員会に、議案第七十五号及び第七十七号は衛生委員会に、議案第八十二号は農地開拓委員会に。

次に明十一日から十六日まで休会することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後五時十分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年度北海道歳入歳出追加更生予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

先ず昭和二十九年歳道費予算案についてであります。国庫支出金、その他の特定収入確保の見通し等に伴い所要の補正を行うこととした外当面差おき難い経費につき措置することとした次第でありまして、この結果、

普通会計においては

二億三千二百二十二万円

の減額をみることとなつたのでありますが、反面

特別会計においては

一億四千二百二十三万円

を追加計上いたしておりますので、差引総額においては

八千九百九十九万円

の減額と相成つた次第であります。

以下普通会計の歳出の主なものから御説明申し上げます。

先ず国庫支出金、その他の特定収入の確定等に伴う経費といたしましては

臨時救災施設費

七百六十二万円

災害金融対策費

二千九百万円

480	479	348	354	347	306	221	169	126	483	372	425	491	485	465	464
陸上自衛隊演習地買収反対の件	江部乙町開拓地の自衛隊演習地買収反対の件	天北原野東部農業未開墾地域の開発促進方要望の件	大滝村字清原開拓地区の入植促進の件	浜頓別町区域内の開拓適地に開拓計画並びに入植促進の件	三笠町幾春別高台遺有林内開拓適地開拓計画樹立の件	遠別町字共栄地区入植促進の件	湿地開拓併せて内陸運河開さく工事実施の件	開拓者として適用の件	色丹島沖海域のたらばがに刺網漁業許可の件	漁業法の一部改正の件	北海道漁業公社の二船組を昭和三十年に北洋出漁の件	小樽市張うす漁港整備の件	ソ連政府漁業代表招請の件	昭和二十九年度凶漁対策に関する件	武蔵堆開発促進の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
								開農 拓地							水産
								採 択		不採 択					採 採

道路局部改良費	一億円
開拓地農道補修費	二千万円
救農土地改良事業費	五千万円
開墾費	三百四万四円
等の冷害対策のための諸経費を追加計上いたしました外	
病害虫防除施設費	二百四万四円
農業共済組合指導費	四百二十一万四円
主要食糧集荷促進費	百二十九万四円
農業委員会施設費	五百三十七万四円
自作農創設維持費	三百七十八万四円
耕地災害復旧費	七百五十三万四円
入植施設災害復旧費	八百九十万四円
伝染病予防諸費	三千九百三十万四円
薬事諸費	三百八十万四円
農科衛生士養成費	六百四十六万四円
生活扶助費	一千三百万四円
消費生活協同組合設備資金貸付金	四百万四円
社会福祉事務所費	三百八十六万四円
を計上いたしました反面	
国民健康保険振興費においては直営診療施設設置費、保健婦設置費等の国庫支出金が直接市町村へ交付されることとなりましたため	
	三億九千十八万四円
を減額いたしました。以上の外	
本庁々舎建築費	一億一千五百万四円
結核予防諸費	六千二百七万四円
職業指導所費	九百九十六万四円
等、国庫補助金、起債等において確保の見通し困難なものについて予算更正の措置を併せ行うこととした次第であります。	
次に、当面差おき難い経費といたしましては	
公債償還費	一千三百七十五万四円
水防費	六百六十万四円

242	241	152	495	67	66	61	487	486	156	96	462	454	449	473	489
対ソ対中共貿易促進方に関する件	水産加工業界不振に対する打開対策の件	電気料金値上げ反対とその地域差撤廃並びに電源開発促進の件	奥志別発電所設置に関する件	道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上の件	道費補助土地改良事業の予算増額並びに補助率引上の件	漁港施設（埋立地「公共地」及び輸送施設）に対し道費負担の件	松前町所在道有林及部川流系小段林班払下の件	松前町に治山事業の実施に関する件	胤松閣結核療養所の運営援助措置の件	治療師（電気、指圧、手技）法制定促進要望の件	旭川―沼田間鉄道敷設要望の件	道道函館亀田線の路線認定変更の件	災害復旧事業費未交付補助金交付の件	中小企業金融公庫札幌支所開設方要望の件	松前町所在国有地を開拓農地として無償払下の件
同	同	同	商工	同	開農拓地	水産	同	林務	同	衛生	同	同	土木	商工	開農拓地
同	同	同	同	同	同	採択	不採択	採択	同	不採択	同	同	同	同	採択

道 議 会 費

四百十九万円

等を計上いたした外

工業振興対策費において

一千万円

を見込みましたのは、基礎産業としての曹達工業が本道の工業振興の上に占める役割の重要性に鑑み、これが健全なる発展を図りますため北海道曹達株式会社に対し出資しようとするものであります。

これが財源といたしましては、さきに豊羽鉱山の復興のため出資いたしておりました一千万円は、同鉱山も再建の軌道にのり道出資の目的は十分達成されたものと思われまますので、この株券を売却の上充當いたしたいと存する次第であります。

以上の外市町村の設置する

上水道施設に対する補助金

四百三十六万円

簡易水道の補助金

四百十四万円

を計上いたしました。

以上申述べました歳出に見合う歳入といたしましては

公営企業及び財産収入

五百十四万円

分担金及び負担金

八百八十七万円

使用料及び手数料

二百三十七万円

繰 入 金

一億一千二百万円

雑 収 入

九百三十八万円

道 債 入

二億七千八百万円

をそれぞれ追加いたします反面

地方交付税については過般交付額の決定をみましたので

三億一千三百五十六万円

を減額いたしますと共に歳出予算の更正措置に見合う

国庫支出金

三億二千七百十三万円

寄 附 金

七百二十九万円

を減額いたしました結果総額において

二億三千二百二十二万円

の減少をみて収支の均衡を得た次第であります。

次に特別会計についてであります

恩給基金会計において

三百三十四万円



300	299	469	460	442	474	470	294	292	416
遺児靖国神社全員参拝実施及び遺族金庫設置の件	附添看護婦制限に対する通達撤回方要望の件	療養中の生活保護法適用者及び未復員給与法適用者に対する冬期救護の件	国民健康保険直営診療施設に道費補助の件	奈井江高校通常課程設置の件	釧路商業高等学校を道立に移管の件	レクリエーション振興費予算計上に関する件	松前町所在歴代松前藩主並びに一族松前家霊廟修築費に對し道費補助の件	千歳高等學校学給贈の件	するめ輸出期限に対する中止方要望の件
同	同	同	民生	同	同	同	同	文教	商工
同	不採扱	同	採扱	不採扱	同	同	同	同	採扱

学校職員恩給金会計において

林産物検査費会計において

転貸資金会計において

道有林野事業費会計において

をそれぞれ計上いたしておりますが、いづれも当道所要の経費について措置いたした次第であります。

次は、昭和三十年度道費追加予算案についてであります。今回提案いたしました予算は、市立札幌東、釧路商業、町立富川の各全日制及び市立札幌創成工業、釧路商業、町立富川の各定時制高等学校を来る四月一日から道に移管する一面、札幌伏見高等学校全日制商業課程を札幌市に移管することとし

これが所要経費として

を計上いたした次第でありまして、これを費目別に申し上げますと

高等学校費

定時制高等学校費

教育諸費

となるのであります。以上の外

当道所要の経費として

道議会費

道職員費

を追加いたした次第でありまして、その総額は

と相成るのであります。

これに見合う財源といたしましては

道税

使用料及び手数料

寄附金

雑収入

合計

一千六百十八万円

四千二百八十三万円

二十二万円

一億四千二百二十三万円

三千八百十八万円

二千九百四十九万円

七百八十七万円

八十二万円

二千八百四十四万円

三百四十五万円

七千七万円

三千百九十万円

一千百九十万円

二千六百二十三万円

四万円

七千七万円

新年度における児童、生徒の自然増等に伴う教職員の増員のことにつきまして、北海道教育委員会と協議の結果

小學校

中學校

高等學校

定時制高等學校

盲ろう学校

通信教育

合計

の増員を行うこととした次第であります。

次に昭和二十八年の風水害による被害農業者及び昭和二十八年の冷害による被害農家に対する経営資金の償還充当資金の融通に伴う損失補償並びに利子補給に関する予算外義務負担の件について御説明申し上げます。

本件は、昭和二十八年の風水害又は冷害による被害農家で、それぞれの特別措置法に基づく経営資金の貸付けを受けている者が昨年の台風及び冷害で再度特別措置法の適用を受けることとなったため、前年融資枠より借入れた資金の償還が出来ない事情にある者に対し、これが償還充当資金の融資について、昭和二十八年の場合と同様損失補償並びに利子補給を行うことの特別措置が講ぜられ本道に對する融資枠

の決定をみましたので速かに本資金の流通をはかりますため、ここに提案いたした次第であります。

而して本、資金の融資機関に対する損失補償の限度は、貸付総額に対し四割相当額となっており、国と道とにおいてそれぞれ二割額を負担することとなつておるのであります。又、利子補給につきましては、

被害農家に対し年利率六分五厘以内で、償還期限二年以内の条件で貸付けられたものにあつては

年五分

年八分

同じく年利率三分五厘以内で償還期限四年以内のものにあつては

の補給を行うこととなっておりますが、これに対しては国から、前者にあつては年二分五厘、前者にあつては年五分五厘の負担があり、道はいずれの場合も年二

分五厘を負担することとなつておるのであります。

次に信用保証損失補償に關する予算外義務負担の一部変更の件についてであります。本件は、昭和二十五年十一月四日中小企業法の維持振興をはかるため、北海道信用保証協会の行う融資保証に對し道において、三億円を限度とする損失補償をなす旨の御議決をいただき今日に至つておるのであります。その対象となる保証又は損失補償契約締結の期限は、本年三月三十一日までと定められておりますのでこの期間を本年六月三十日まで延期し中小企業金融の促進を図つて参りたいと存する次第であります。

次に北海道議會議員を選挙すべき各選挙区における議員数条例の一部を改正する条例について申し上げます。

このことについては、町村合併に伴う市の設置若しくは町が市に昇格したもの又は境界変更等によつて一部の選挙区における人口に異動があつたため、空知支庁管内及び札幌市の選挙区において選挙すべき議員の數に異動が生ずることとなりましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以上は今回提案いたしました主な案件についてその大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては御質問に應じ御答弁申し上げます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月十七日、午後一時九分開議、諸般の報告の後、日程に追加し議案第九十六号乃至第九十九号を一括議題に供し、副知事（野口）の説明を聴取、質疑を省略の上、議案第九十六号は委員会付託を省略、原案可決、次に議案第九十六号は予算特別委員会に付託、議案第九十七号、第九十八号乃至第九十九号は総務委員会に、議案第九十八号、第九十九号は農委員会に、議案第九十八号は建築委員会に、議案第九十九号は土木委員会にそれぞれ付託の後、午後一時二十分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加予算案その他につ

いてその大要を御説明申し上げます。

ここに提案いたしました予算は昨年の冷災害対策のための経費としてその後、国庫補助の確定をみたこと等に伴い、措置を要することとなりましたものにつき、その予算化を図ろうとするものでありまして、その総額は、
六千五百五十七万円
となるのであります。

先づ農作物冷害対策費において六千八百八十八万円を計上いたしましたのは、昨年の冷害による被害農家に對し、種穀及び雄穀種子の購入費に對し助成しようとするものでありましてこれが財源としては、全額国庫補助金引当てとしておるのであります。

又保護施設費において
百六十三万円

児童福祉対策促進費において
三百六十六万円

はいづれも台風十五号による投産場、保育所、母子寮等の被害施設の復旧整備をはかうとするものでありまして今回国庫補助金の確定をみましたので、ここにその予算化を図ることとした次第であります。

次に電力供給契約の締結に關する件について申し上げます。

道營鰯泊発電所は昭和二十八年四月一日より一部稼働、同年十二月十日から全部稼働運転に入つたのであります。このことによる発生電力は本契約締結までの暫定措置として仮契約によりすべて北海道電力株式会社に供給することとし、今日までの概算料金はこの契約による内金として収納してまいつていた次第であります。今般

契約期間は昭和三十年四月一日より昭和三十三年三月三十一日までの三ヶ年間とし、契約金額は年定額
八千九百八十二万円

とすること等、

電力供給契約の諸条件につき北海道電力株式会社との間に諒解がつけましたので、本契約の締結をいたしたいと存じ、ここに御提案申し上げた次第であります。

次に町村合併関係の案件について申し上げます。

今回提案いたしましたのは、

十勝郡大津村を廃し、その区域を三分割して浦幌町、豊頃村及び大橋町に編入するの件

瀬棚郡東瀬棚町及び、太櫛郡太櫛村を廃し、その区域をもつて北檜山町を置くの件

岩内郡岩内町及び島野村を廃し、その区域をもつて岩内町を置くの件
の三件であります。

先づ太津村は地形、交通、産業及び経済等の関連性からこれを三分割して東部地区を浦幌町に、中部地区は、豊頃村に、西部地区は忠類村を含めて太櫛村に編入することを適当とし昨春衆議院に提出されたものであります。このうち忠類村においては、右の西部地区を吸収して自立してゆきたい意向もあり、現段階としては、一先づ忠類村を除いた計画により取進めることと、いたしましたのであります。

次に北檜山町の設置についてであります。道の計画といたしましては、瀬棚町を含めた三ヶ町村の合併を企図したものであります。瀬棚町においては、住民の間に種々の異論があり、来る四月一日を期する三ヶ町村合併は困難となり今回は、東瀬棚町及び太櫛村の二ヶ町村の合併を行うこととした次第であります。

次は岩内町設置のことについてであります。これまた道の計画としては、さきに提案いたしております共和村関係の三村を合せて五ヶ町村を合併し岩内市制を実施しようとしたのであります。昨年岩内町が稀有の大火に見舞われ市街地の大半を烏有に帰する等の事情が発生いたしましたため、今直ちに計画どおりの合併は困難となり、第一段階として、共和村及び岩内町の設置の二形態によることとし、今後岩内町の復興状況を勘案し、合併の実現をはかつてまいりたい所存であります。

以上案件は関係町村において、慎重なる検討協議がなされた結果、国策に順応し将来の住民の幸福と生活文化の向上のため大同団結して財政力の強化を図り効率的自治体運営をはかろうとする趣旨の下に住民の理解と協力を得、夫々の議会の議決を経て申請のあったものであり、適切なものと認め、ここに提案いたしました次第であります。

次に北檜山町の属する郡の区域を定めることについてであります。今回北檜山町を置くことに伴つてその属する郡を定める必要が生じたので、諸般の事情を調査いたしました結果、現存の瀬棚郡とすることについて関係町村の希望もあり適当のものと認めここに提案いたしました次第であります。

次に寿都郡寿都町と磯谷郡蘭越町との境界の一部を変更する件についてであります。今回寿都町から蘭越町へ編入せんとする北尻別地区は、地理的にも将又経済的諸条件からみても蘭越町に編入することについて住民の強い要望があり両町において円満に協議が整い申請があつたもので、現地の実情からみて適当のものと認められますので、提案いたしました次第であります。

以上は今提案いたしました案件の要なるものについてその大要を申し述べたのであります。何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月十八日、午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長して暫時休憩、午後五時十一分再開、日程第一議案第五十六号乃至第六十九号、第八十八号、第八十九号、第九十六号を議題とし、金沢予算特別委員長（自）より委員会の審査の経過並びに結果について報告、議案第八十八号は同意議決、その他の議案はいずれも原案どおり可決、次に日程に追加し会議案第一号を議題に供し、本多議員（民）より趣旨弁明があつて、本案は即決について諮り異議なくそのことに決して原案可決、次に日程に追加し意見案第一号を議題に供し、趣旨弁明省略の上原案可決、午後五時四十分散会。

○三月十九日、午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、予め時間を延長して暫時休憩、午後十一時四十四分再開、諸般の報告の後、会期を一日間延長し明日は祝日にかかわらず会議を開くことについて諮り、異議なくそのことに決し、午後十一時四十六分散会。

○三月二十日、午前三時七分開議、諸般の報告の後、日程を変更し日程第二、昭和二十九年第四回定例会の報告第四号昭和二十八年度北海道歳入歳出決算を議題とし、桑野決算特別委員長（民）より本案審査の経過並びに結果について報告、ついで三室議員（自）より、少数意見の報告並びに別に提出の動議についての趣旨弁明があつて、通告の討

論に入り、舟木議員（社）より委員長報告に賛成、三室議員外一名提出の動議に反対、西田（正）議員（民）より動議に賛成、委員長報告に反対、新川議員（労）より委員長報告に賛成、動議に反対、原田議員（自）より動議に賛成、委員長報告に反対の討論があつた後、起立による採決に入り、まず三室議員外一名提出の動議は出席議員七十七名、賛成（起立）三十五名、起立少数にて否決、次に決算を認定議決とする委員長報告は出席七十七名、賛成（起立）四十一名、起立多数にて報告通り決した。

次に日程第三議案第三十八号乃至第五十五号、議案第七十五号乃至第八十七号、議案第九十二号乃至第九十五号、議案第九十七号乃至第九十九号、議案第一百号乃至第九十九号を一括議題に供し、立原総務委員長（自）より議案第三十八号、第四十号乃至第四十二号、第四十四号乃至第五十五号、第七十号、第七十九号乃至第八十一号、第八十三号乃至第八十七号、第九十二号乃至第九十四号、第九十七号、第一百号乃至第一百七十七号について、林文教委員長（民）より議案第三十九号、第九十五号について、朝日林務副委員長（協俱）より議案第四十三号について宮本農務委員長（協俱）より議案第七十一号、第九十八号、第九十九号について、菊地商工委員長代理（民）より議案第七十二号、第七十八号について、本多民生委員長（民）より議案第七十三号について、伊藤建築副委員長（自）より議案第七十四号、第七十六号、第七十八号について、田呂農地開拓委員長（協俱）より議案第八十二号について、金沢衛生委員長（自）より議案第七十五号、第七十七号について、中牧土木副委員長（自）より、議案第九十九号について、それぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第五十五号、第一百号、第七十八号は同意議決、他はいずれも原案可決の上、午前五時十七分休憩。

午前六時三十三分再開、諸般の報告の後、日程第一、議案第五号乃至第三十七号、第九十号、第九十一号を一括議題に供し、金沢特別委

員長（自）より、本案審査の経過並びに結果について報告、これを諮つて異議なく委員長報告どおり原案可決、次に日程第四請願審査の件、日程第五陳情審査の件を一括議題とし、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり議決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程に追加し意見案第二号乃至第五号を一括議題に供し、趣旨弁明を省略、原案可決、次に日程に追加し会議案第二号を議題に供し、趣旨弁明を省略、原案可決、次に日程に追加し知事の退職申出の件を議題とし、退職申出書を朗読、このとき吉田（豊）議員（自）より議事進行について発言を求め、会期中知事の病氣欠席について発言、議場騒然となり、議長発言中止を命じ、午前七時三十分暫時休憩、午前七時二十五分再開、休憩前に引続き、本件に同意することについて諮り、同意議決に決し、以上をもつて案件の全部を議了、蒔田議長閉会の挨拶の後、午前七時二十七分閉会。

決算特別委員長報告

私は昨年第四回定例会において設置せられました決算特別委員会の委員長として、ここに前会より総統審査の報告第四号昭和二十八年度北海道歳入歳出決算の審査の経過並びに結果の概要について御報告申し上げたいと存じます。

本委員会は昨年十二月二十二日設置せられるや、直ちに委員会を開き、正副委員長長の互選を行い、同月二十八日今後の審査日程を検討いたしました結果会期中結論を得ることは困難でありますので、閉会中継続審査を行うこととし、同日継続審査を付託せられたのであります。

よつて本委員会は本年一月十日委員会を開催、さきに決定した議事日程を再検討の上直ちに審議を開始いたしました次第であります、即ち審議の方法として第一に理事者側より決算の概要と監査委員より決算に対する審査意見の概要を聴取した後大体の質疑を行うこと、第二に帳簿並びに証拠書類により書面審査を行うこと、第三に書面審査に基き問題点を抽出して各部署管について細密な質疑を行うこと、この質疑の順序としては第一に商工、民生、労働の三部署管、第二に建築、

土木、衛生の三部所管、第三に農務、農地開拓、林務の三部所管、第四に水産部、教育委員会所管、第五に総務部所管の五部門に分割して行い、最後に意見の調整を図ることとし、一応の日程を定め一月十日以降一月十八日まで引続き委員会を続行いたしましたのでありまして、その間理事者側、監査委員事務局側との間に活発なる質疑応答が行われたのであります。

而してこの間知事不在のため農地開拓部、総務部所管において質疑の一部を留保し、知事の帰庁を待つて随時委員会を開き、結論に入ることといたしますと同時に、議事の運営上各党派一名からなる小委員会を設置し、細部にわたる検討を行うこととし、更に質疑の過程において問題となつた委託事業施行に対する法的疑義その他について自治庁の見解を求める必要を認め、委員を中央に派遣、疑義の解明に努め、審査の万全を期する措置をも講じたのであります。

爾來委員会並びに小委員会を随時開催し、審議の進行に努力いたしましたのでありますが、本決算は幾多問題点を包蔵しておりましたために、その審議は慎重を極めたのでありまして、昨日に至り漸く結論を得るに至つたのであります。この間小委員会を含め、委員会を開催すること前後二十回に及び長期間にわたり、終始熱心に審査に当られました委員各位に対しこの際衷心感謝の意を表する次第であります。

以下少しく審議の過程において論議せられました意見或は主なる問題点についてその概要を申し上げたいと存じます。

先ず、普通会計につきましては、

第一に予算現額と決算額を比較すると、予算額三百七十二億九千九百三十四万三千九百円に対し歳入決算額三百五十億四千五百三十三万三千三百七十四円四十四銭、差引き二十二億五千七百八十一万五千二百九十九円五十六銭の減、歳出決算額三百四十二億四百二百六十九万五千八百七十一円三十二銭、差引き三十億五千六百六十四万八千二百八十八円六十八銭の減となつており、予算と決算の差額が予算の約八%にも達していることは現下の地方財政の状況、就中中央の地方財政計画の不備、冷水害対策等の応急事業の執行などに基因するものと思われるのであります。が、予算の信憑性を疑われるところであり、でき得る限り斯ることのないよう措置すべきであるとともに、出納閉鎖期の延長、支払繰延等の措置については洵に遺憾とするところであるとの意見と、本決算は若干の節減が行われたとは云え、予算と決算に巨額な差額を生じたことは、一に予算編成の杜撰、特に歳入の

過大見積りに伴う事業費予算の不執行、支払繰延等によるものであつて、予算及び決算の信憑性を欠くものと云わざるを得ないとし、殊に決算剰余金を得たというような報告は欺瞞も甚しく、右決算剰余金を継続費通次繰越及び翌年度事業繰越予算の財源に充当し、尚、千四百四十六万六千六百九十八円十二銭の歳計剰余金を得ると報告されているが、支払繰延、出納閉鎖期延長等違法失当なる措置によりこれを糊塗しているものであつて、二億一千四百五十六万八千八百四十八円の巨額なる支払繰延を行う外、地方自治法第二百四十一条の明文をじゆうりんし、恣しいままに出納閉鎖を昭和二十九年六月十五日まで延長し、もつて昭和二十九年度収入とすべき税収入一億四百八十万五千四百三十二円、税外収入二千六百四十六万一千四百六円、計一億三千二百二十六万八千八百三十八円を本決算に組入れていることは明かに違法措置であるとの意見、

第二に現金物品を取扱う出納員の命解その他については、昨年網紀肅正に関する決議として議会意見を表示したにもかかわらず、未だ充分な措置がとられていないばかりでなく、委任出納員は、出納長の分身であるにかかわらず、会計規則上部長の次席事務吏員が、自動的に任命されるため、出納事務の適、不適について出納長は、意見を述べる機会がなく、又委員出納員も職務遂行上その自覚に乏しいものがあるので、委員出納員任命につきましては、出納長の合議或は内協議を得る方途に改むべきであり、又物品分任出納員及び物品取扱主任の任命については、画一的な規定をして、責任の所在を明確にすべきであり、更に収入出納員及び物品取扱主任等の異動による引継に当つては、上級出納員の立会検査が励行されるべきであるとの意見、

第三に財産及び物品の管理は適正を欠くものがあり、財産、現品の照合は、確實に行われていないばかりでなく、財産台帳につきましては、速やかに財産との照合を行うべきであり、就中教育委員会所管については、台帳の整備と照合を速やかに行うべきであり、又部局における備品台帳も概して整備されていないし、物品出納の觀念に乏しいから、部局長及び上級出納員は、常に検査を励行すべきであるとの意見と、財産及び物品の管理及び処分が不完全であり、殊に財産台帳及び備品台帳と、現品との照合が励行されていないため、行方不明又は、所在を確認しがたい多数の物件、一例をあげれば、本庁管理に属する機関車六台、蒸気機関車五台、貨物自動車六十九台、土運車三千三十七台、ウインチ一台、軌条二十五万余米のように、実に数億円に達する物件があることは、財産物品の管理が

杜撰極まるものと云うべく、強く、その責任を追求しなければならぬとする意見、又簡易軌道用機械器具中、中古レール、機関車等使用可能のものを屑鉄として売却処分したことについての意見。

第四に、機械貸与及び小形漁船機関貸付につきましては、累年未納者の増加を見、貸付未納は、昭和二十八年において三百五十一件千五百六十八万八千九百二十七円に達しており、この中には、数年前倒産し、又は回収不能になったものが含まれており、これらに対する措置は緩慢であるから、機械、機関を回収する等、速かに適切妥当な措置をとるべきであるとの意見。

第五に、過年度における鮭、ます売却代金の滞納については、債務者の実態を把握し、速やかに措置を講ずべきであるとの意見。

第六に、高等学校道立移管に伴う寄附金の未納は千五十三万六千七百七十六円に上り又移管条件確約が履行されていないのは遺憾であり、速やかに抜本的方策を樹立すべきであるとの意見。

第七に、診療所、保健所収入、水利使用料、水面使用料等の税外収入は条例の規定により速やかに納入するべきにかかはらず、多額の未納金を計上していることは遺憾であり、更に継続使用中の道路古用料、堤防使用料についても、相当多額の未納金があるので、速やかに措置すべきものであるとの意見。

第八に、道路小破修繕費において、当初予算八千万円に、二千万円を追加計上しながら、五千四百余万円の不用額を出した外、公営住宅建設費、優良種苗普及費、治山事業費、共同作業場費、失業対策事業費等においても、多額の不用額を出していることに對し、これらは当時速かに予算更正の措置をとるべきであつたとの意見。

第九に、各種補助金については、性質により大別し、その交付については条例による基準の設定について検討すべきであり、科学技術研究補助金については、その執行に当り当を得ない点を指摘し、その改善を求むる意見と失当を追求する意見。

第十に、農業機械整備費より広報車及び乗用車各一台を購入したことは予算執行上適正とは言ひ難く、殊に購入時期が議会の綱紀肅正特別委員会において指摘していた昭和二十八年十二月であることに對し遺憾の意を表する意見と、この予算執行は予算の款項の区別を無視したものであつて、款の流用を禁止している地方自治法施行令第六十一条第一項の規定を實質的に、じゅりんした不法行為と

認めざるを得ないし、殊に当時本議会は綱紀肅正特別委員会において、前年度に行はれた同一性質の事案に對しその不当を指摘しつつあるときに於いて斯る不法行為をなすが如きは、言語同断であり、又出納長は、この支出に當り地方自治法第二百三十二条の規定により、独立権限をもつて、これを阻止すべきであつたに拘らず、敢てこれをなした行爲に對し、強くその責任を糾弾するとの意見。

第十一に、土地連に對し、土地改良事業委託規則により二億円を超える道管軌道客土事業を一括委託施行せしめ、事業施行に要する機械器具類を貸付しているが、この工事のため購入し工事完了後も、残存した筈の物品の返還は勿論、機械器具類の貸付に當つても、正規の手続による契約をなさず、且これら物品の主管部課における物品取扱主任の交替に際し完全な引継ぎも行われず、又国から引継ぎをうけた際にも、現物の対照が完全に行われなかつたため、その帰属が不明となり、又監査委員の監査は、直営工事でないとして、土地連に對しては実施されていないばかりでなく、農業協同組合課の監査も表面的にしか行われていない実情であつて、これらは、所謂小林事件の如き不正事件発生の温床となつたものであつて、その責任が知事にあることを認めた以上、引責して進退を明かにすべきであるとの意見と、右の事実に對して、委託工事については、土地改良工事ばかりでなく、土木工事、失対工事にも、この形がとられており、基礎となる条例を制定すべきであるとともに、物品、就中、機関車、貨物自動車、軌条等については、本年十月末までに、現品照合と監査を終了し、道議会に對して報告すべきであるとの意見。

以上のような意見等が論議の中心となつたのであります。

次に、特別会計につきましては、札幌医科大学費において九百五十四万円、道立病院費において千五百六十万円の購入物品代金がそれぞれ次年度に支払繰延されたことに對し予算執行上遺憾であるとの意見と、失当であるから繰上充用の措置をなすべきであるとの意見があつたのであります。これらの意見の中には部分的に共通するものもあり、或は相当のへだたりがある点もあるものであります。これを調整し何とか全会一致の意見を見出すべく、各委員間において夫々努力されたのであります。遺憾ながら一致点を見出すに至らず、昨日多数を以つて、御手許に配付の報告書の通り、普通会計決算について、十二項目、医科大学費特別会計及び病院費特別会計決算について、一項目、計十三項目の具体的意見を附

し、この各項目に指摘した点、及び監査委員の審査意見において、失当と指摘された事項に対しては、適當なる内容とは認められないから、爾今の執行について充分注意すべきであると警告する総体的意見を附し、各決算は認定することに議決された次第であります。

次に認定に関する議決の内容は既に審議過程の報告中に述べましたことと、重複致す点もありませんので詳細は御手許の報告書により御了承願いたいと存じます。

なお本件議決に当り普通会計決算、医科大学費及び病院費、特別会計決算は、適正なる決算と認められないと議決すべきであるとの、小教意見が留保されておりますので申し添えておきます。

以上本委員会の審査の経過及び結果の概要を申し上げ私の報告を終わります。

予算特別委員長報告

私は過般予算特別委員会に付託せられました議案審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、二十九年度追加更生予算関係及び三十年度予算関係の五十二案件であります。このうち、二十九年関係につきましては、昨日審査の結果を御報告申し上げた次第でありまして、今回御報告を申し上げますのは、三十年度予算に關連する議案第五号乃至第三十七号、第九十号及び第九十一号の三十五件についてであります。

本委員会の設置以来、昨十八日までの審議方法については、昨日、すでに御報告申し上げておりますので、これを省略いたします。

今次三十年度予算は、いわゆる骨格予算であると称せられているのであります。が、現下の窮迫せる地方財政の危局に當り、かつ複雑なる経済的、社会的状況下において、三十年度道政の主眼を打ち建てるといふべき、普通会計及び特別会計の年間予算総額、三百四十七億三千余万円を始め、これに關連する起債、出資金、貸付金、職員定数条例改正案等の重要案件でありまして、これら案件の具体的な結論を得るため、去る十六日の質疑終了以来さらに熟議検討を加え、ようやく結論を得て、ここにその結果を御報告申し上げるに至りましたことは委員各位の御努力のたまものにはかならないのでありまして、道政に対する御熱意に対しま

しては、深甚なる敬意を表する次第であります。

今ここに本委員会の審議を顧みまするに、今次三十年度予算案につきまして理事者は近く知事、道議会議員の改選期に當つております關係上、新年度における諸般の重要施策につきましては新たな民意を反映して決定せられる知事により樹立され、新たな議案において審議すべきであるとの見地に立つて原則として行政運営の基礎的経費及び特に緊急を要する事業費を若干含む骨格予算であると説明してはいるのでありますが、現下窮迫せる道財政の危局に當り予算の効率を發揮し道政の運営に遺憾なきを期せしむべきであるとの見地に立つて、各般にわたる委員各位と理事者との間に熱烈なる論議がかわされた次第でありまして、各部所管ごとの質疑を通じ、その主なる点を申し上げますと、次のような論議が行われたのであります。

すなわち、教育委員会所管におきましては、教育予算の基本的編成方針、児童生徒の自然増に対する施設拡充強化、青少年保護育成対策、スクール・バス設置に対する助成措置、選挙期間中における教職員組合活動と学校新聞報道の取扱、学校防火施設費不足による失火時の防火責任者の処罰方針、北海道総合開発と僻地教育振興との関連性、教育保護所の施設拡充、道立高等学校移管に伴う学校施設費市町村負担問題、道立高校卒業生の就職と実業教育充実に対する将来の方針、道立高校施設拡充強化、市町村立高校設置に伴う既存道立高校の整備統合問題、私立高校経営不振による指導及びPTA運営指導の関与、完全給食の実施等の諸問題、

民生部所管におきましては、国民健康保険普及の指導強化と直営医療機関の施設拡充対策、生業資金貸付の実態と今後の貸付計画、消費生活協同組合の育成強化と貸付金の回収問題、乳児院、母子寮及び保育所の施設拡充対策、養老院の防火施設費の増額、藻南学園の復旧対策等の諸問題、労働部所管におきましては、労働会館の増設、日雇労働者の就業対策接客業者の職業転換問題、職業指導の強化等の諸問題、

水産部所管におきましては、函漁地帯における沿岸漁業の振興対策、水産技術普及員設置に対する補助率の増額及びその見直し、漁港整備対策、石狩川鮭鱒流通漁業の振換措置、真珠養殖事業の育成、水産試験場における試験活動の強化、対ソ漁業調整問題、水産物検査費の増額、漁業法改正問題、中型底曳船による春ニシン混獲に対する取締り、禁止区域侵犯犯の取締り、底曳船による沿岸被害漁

民に対する補償措置、漁業取締船の増加と科学的装備の改善、操業区域の指導と既捕者に対する措置、凶漁による漁民生活困窮者の救済措置の諸問題、

土木部所管におきましては、海岸侵蝕防止措置、町村道に対する補助措置、道立公園内道路整備、離島雪上自動車購入問題、土木現業所派出所区域連絡の合理化、離島定期航路に対する補助育成、開発庁実施官庁化に対する道の統一意見の明確化等の諸問題、

商工部所管におきましては、農漁村無灯火地帯の小水力発電事業に対する保護助成、北日本航空に対する出資問題に關連して中小企業保護育成措置、中小炭鉱に対する救済措置、信用金庫の貸出均衡等の諸問題、

林務部所管におきましては、造林事業の積極的推進対策、山火の予防対策、風倒木の早期処理対策等の諸問題、

農務部所管におきましては、高度集約酪農対策、畜産振興対策、乳価安定対策機械化農業の推進による馬産対策、畜産物消流対策、人口授精における空胎防止対策、総合開発促進と食糧需給問題、冷害による被害農家の営農安定対策、農業改良普及員の増員、農業試験各支場の整備拡充強化、種馬鈴薯の品種改善対策等の諸問題、

農地開拓部所管におきましては、転落せんとする開拓者の生活安定対策、開拓地の教育保健衛生の充実、機械開墾の推進、自作農創設維持対策、開拓保健婦の定員化、開拓実習場の整備拡充等の諸問題、

衛生部所管におきましては、道立医科大学における教官研究費及び学生教育費の増額並びに既定計画に基づく大学の拡充整備とその見直し、道立医科大学附属病院の運営に対し、公営企業体として、その合理的経営、これに伴う公債償還費の道費負担等諸般の問題、保険所の整備拡充及びその合理的運営、道立病院の本来の使命達成、中毒粉乳発生による本道乳製品の信用回復対策、凶漁凶作地帯の保健衛生対策、看護婦養成対策、無医部落の解消等の諸問題、

建築部所管におきましては、ブロック指指導所の運営と民業圧迫の防止、公営住宅の年次計画、風倒木の建築資材使用、指名入札に対する地元業者の加入緩和措置、道営造物の不燃質化等の諸問題、

公安委員会所管におきまして、売春取締対策、選挙違反取締り方針、警察職員の日直、宿直及び超過勤務手当の支給問題、警察職員の採用と警察官の教養対策、警察行政の一元化、僻地における雪上車配置等の諸問題、

、総務部所管におきましては、起債に対する今後の方針、地方交付税の見積り過大、人件費の圧迫に対する予算健全化方策、徴税費の使途内容と徴税機関の整備統合、貸付金の予算計上方針、監警長制度の実効と今後の運営方針、市町村境界変更に対する勧告、道職員汚職問題に対するその後の経過と対策、トラックの適正管理、公明選挙に關連し、道職員組合の選挙活動等に関する諸問題等現下道政の緊急あるいは将来の対策に關しまして、あらゆる角度より詳細にわたつて質疑応答が行われた次第であります。

以上のような審議経過をたどり昨日来理事會を開き、各案に対する結論について協議を進め、さらに、本日の委員会において、審議いたしましたところ、議案第五号昭和三十年度北海道歳入歳出予算につきましては、これが審議経過にかんがみまして、本予算は、知事並に道議會議員の改選期に當りまして、骨格予算を編成したと説明しておりますが多分に知事独自の政策を織り込んでいると認められるのでありまして、道民の福祉に重大な關係を有する産業、経済、土木、社会労働、衛生等の予算は、著しく後退を示していると認められ、このことは、地方自治体の財政窮乏と國家予算の未確定に基因するものであることはいうまでもないのであります。今後事務の簡素化及び人事管理の適正化、予算の効率的運用、収入の確保に努め、前述の諸事業を強化し、道民の期待に沿うよう努力すべきでありますので、知事の改選後における本格予算の編成に當りましては、以上の諸点について、議会の意思を十分尊重し、善処すべきであることを強調し、本案は、原案可決することに全会一致可決されたのであります。

次に、議案第六号乃至第三十四号は、昭和三十年度各特別会計予算並びにこの一部設置と廃止に關する議案であり、議案第二十五号乃至第三十八号は、三十年度普通会計及び特別会計予算に關連する起債及び一時借入金關係の議案であり、議案第二十九号乃至第三十六号は、普通会計における各種団体等に対する運轉資金あるいは事業資金の貸付に關する議案であり、議案第三十七号は、地方室くじを発売せんとするものであり議案第九十号は、当面措置を要する同時追加予算案であり、議案第九十一号は、児童、生徒の自然増等に伴い、教職員を一千七十九人増員するための定数条例の一部改正案でありまして、いずれも適当と認め、原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、本委員会に付託されました議案に対する審議の経過及び結果の概要を申し上げ私の報告を終ります。

北海道議会時報第7巻第4号(昭和30年第1回定例道議会)

意見案第一號

(昭和30・3・19原案可決)

民生委員長 本 多 吉 江君提出

青少年健全育成対策に関する意見書(陳情書)

近時多発する青少年犯罪等の実情に鑑み、これが対策は国の施策として強く取り上げ、これら青少年の健全なる育成に万全の方途を講ぜられたい。

(理由)

戦後における社会秩序の混乱と道義の頹廢は幾多の深刻なる社会問題を惹起しているが、就中低俗文化の擡頭は、あたかも純心無垢の青少年をその汚濁の環境に巻き込み、これらの影響による犯罪も逐年増加の傾向を辿っている。このことは、こと直接次代を背負う青少年の問題であるだけに海に憂慮に堪えないところであり、父兄、教育界を始め関係機関はその健全なる育成を熱願するとともに、このための強力なる施策の具現を切望している。

而して本問題は単に教育や保護者の責任においてのみ解決できるものではなく、無意識のうちに悪の道に誘引されるような悪環境から青少年を護るため、何等かの強力なる方途が講ぜられなければその完全を期し得られないことはいうまでもない。

近時各地方の輿論としてこれが対策推進の声が澎湃として挙り、地方条例等による保護育成の対策が進められているが、これらの地方的な施策によつては、その十全を期し得ないのみならず技術的実効は望み得ないのである。

よつて政府は国の施策として本問題を強く取上げ、平和的文化国家建設の道に通ずるこれら青少年の健全なる育成に万全の方途を講ぜられるよう要望する。

北海道自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 嵯 田 余 吉

内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生大臣
文部大臣
衆議院議長
参議院議長

各通(行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第二號

(昭和30・3・20原案可決)

林務委員長 西 川 清 吉君提出

昭和二十九年五月暴風並びに台風十五号による森林災害対策に関する意見書(陳情書)

一 昨年本道に発生せる五月暴風並びに台風十五号災害による莫大なる数量にのぼる風害木処理について次の措置を講ぜられたい。

1 公営住宅並びに融資住宅建設資材として積極的に利用すること。特に本道に対してはこれ等住宅枠の拡大を配慮すること。

2 針葉樹の輸出を促進すること。

3 年間の需給調整上余剰木材は道内各地の湖沼を利用し水中貯木を行うこと。

4 病虫害防除策として薬剤散布又は剥皮処理等の事業を実施すること。

二 風害跡地復興のため造林を早急に促進せられ、もつて治山治水の万全を期せられたい。

(理由)

昨年本道に発生せる五月暴風並びに台風十五号による森林被害は本邦林政史上かつて見ざる大災害となり、その被害面積において四十二万八千町歩、材積において六千三百五十万石に達し、これが処理に關しては夫々万全の策を講じ

つつあるものと認められるも過去の歴史からみるに災害後は更に山火と病虫害に見舞はれ、更に大量の立木を喪失せる例が尠くない。

かくては国民生活上最も貴重なる森林資源が無為に腐するばかりでなく治山治水の上にも甚大なる影響を免かれないところである。

依つてこれが対策として頭書の事項実施方を強く要望するものである。右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣

農 林 大 臣

建 設 大 臣

林 野 庁 長 官

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

意見案第三號

（昭和30・3・20原案可決）

農務委員長 宮 本 仙 松君提出
農地開拓委員長 安 達 徳 太 郎君

北海道農業振興に関する意見書（陳情書）

一 仄聞するに政府においては、昭和三十年度は補助金廃止の方針をもつて予算編成に当られるとのことであるが積雪寒冷単作地帯の特殊な悪条件に加えて近年打続く冷害凶作並びに風水害を蒙り農業経営上重大な危機に直面している本道農業の実情に鑑み、次の事業及び施設等に対し高率補助金の交付について特段の措置を講ぜられるとともに、再生産のための融資枠拡大等についても配意願いたい。

記

一 生産力増強のため土地改良事業並びに耕土培養対策及び心土耕混層耕施設費補助

一 優良種苗生産普及のため各種農作物原採種圃設置費補助

一 建苗育成のため水稻保護苗代設置費補助

一 酪農経営確立のため牧野改良機械導入並びに高蛋白質乾草生産施設費補助
一 農業改良普及員の現実給与に對し法定補助率による補助金の交付
一 開拓者の営農促進を図るため営農指導並びに入植施設等に對する高率補助

（理由）

戦後日本のホープとして北海道総合開発が叫ばれているが、その一翼をになう農業生産の実態については、失業者の増大により農村における重要な農業外収入源の縮小に加え、一昨年の相次ぐ冷害凶作は農家経済の貧困度合を急速に増加し、昭和三十年度の再生産資金の調達にも事欠く事態を生ずるに至つている現状である。

かかる現状に對処し、今にしてこれが強力なる対策を樹立しなければ本道農業の振興はおろか、転落農家の続出は必至であり憂慮にたえないところである。

よつて政府におかれては、本道農業の実態を認識され、本道農業振興のため、頭書の事項について昨年を上廻る国費助成の途を講ぜられたく強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣

農 林 大 臣

大 蔵 大 臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

意見案第四號

（昭和30・3・20原案可決）

総務委員長 立 原 耕 平君提出

地方財政の危機打開に関する意見書

一 地方財政の窮状を打開するため地方財政再建促進のため特別措置を講じ、地

方交付税、たばこ消費税の改訂等速かに抜本的方策を講じ、地方財政の赤字解消、健全財政の確立を図られたい。

(理由)

地方財政の実状は近年赤字累増の一途を辿り、その解決は現状をもつてしては、地方団体の努力のみでは困難な段階に達し、このままにして推移すれば、地方公共団体の機能は停止の止むなきに至る懼れなしとしない。

よつて政府はこれが打開のため緊急に左記事項を実施するよう措置せられたのである。

一 地方財政再建促進のため特別措置を講じ、速かに既往の赤字を解消すること。

二 地方財政規模を実態に即するよう修正し、将来における赤字発生を防止するため次の措置を講ずること。

1 現行地方交付税の総額決定率百分の二十二を百分の三十に改訂すること。

2 現行たばこ消費税の百十五分の十五(市町村分を含む)を百分の三十に改訂すること。

3 地方財政需要算定の基準を地方の実情に即応するよう改訂すること。

三 法令に基づく行政機構の簡素化を可及的速かに断行すること。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治庁長官
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

各通(行政庁以外は陳情書として提出する。)

意見案第五號

(昭和30・3・20原案可決)

民生委員長 本 多 吉 江君提出

國立療養所における完全看護制度に關する
要望意見書(陳情書)

目下厚生省においては國立療養所における附添婦を廃止し、新なる看護制度を企画中の旨仄聞するが、これに対しては入所療養中の患者が安心して療養に専念でき得る完全看護制度(附添婦配置を含む)の確立につき措置されたい。

(理由)

厚生省においては昭和三十年より國立療養所における附添婦制度を廃止し、新なる看護制度を企画しているやに仄聞するところである。

而して入院患者に対する看護が、療養生活上極めて大きな影響を与えることは云うまでもないところであつて、優れた看護制度を企画し実施することについては衷心賛意を表すものであるが、その方法として現行附添婦を廃止することに對しては、看護力の低下を招來し、療養生活に重大なる支障を來たすことを危懼する患者のあることも想像される。

依つて國立療養所に入所中の患者が安心して療養に専念でき得る完全看護制度(附添婦配置を含む)の確立につき措置されたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 田 余 吉

内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長

各通(行政庁以外は陳情書とする。)

常任委員会

議会運営委員会

○三月一日 午後一時四十八分、議長室において開議。

- ① 議員の所属変更に伴う議員控室の異動を決定。
- ② 明日の本会議は午後一時開議することに決定。
- ③ 三月三日より五日まで休会とし、七日再開とすることに決定。
- ④ 総務部長より今後の提案予定について説明を聴取、会期については所定の三月十九日終了を目途として努力すること。
- ⑤ 明日は緊急質問等がある場合には本会議の開議前に議運を開くこととし、午後二時六分散会。

○三月二日 午後零時五十五分、議長室において開議。

- ① 中山議員（協俱）より通告の売春取締対策方針に関する緊急質問を行うことに決定。
- ② 本日の議事は、(1)日程第一請願審査の件、委員会決定どおり議決
(2)日程第二陳情審査の件、委員会決定どおり議決、(3)日程第三議案第五号乃至第五十五号を上程、副知事（野口）より提案理由説明を聴取、(4)緊急質問、とすること。
- ③ 緊急質問の後一旦休憩し、再開後急ぐ議案を委員会に付託し休会を決めて散会すること。

- ④ 議長より、千島、齒舞返還要請の決議について経過を説明、本件については各党で協議することとし、

- ⑤ 本会議は午後一時三十分より開議することに決し、午後一時四分休憩、午後四時三分再開。

- ⑥ 千島、齒舞返還要請の決議について協議、更に明日各党より一名宛集つて協議の上、七日に決議することに決定。

- ⑦ 急ぐ議案がないので議案の委員会付託は行わず、休会を決めて散会することとし、

- ⑧ 本会議は午後四時三十分再開することに決し、午後四時二十三分散会。

○三月七日 午後零時二十一分、議長室において開議。

- ① 日ソ国交調整に関する要望決議の取扱い方について協議、暫時休憩、午後零時五十四分再開。

- ② 日ソ国交調整に関する要望決議は全員提出とし、劈頭決議を行うことに決定。

- ③ 原田副委員長（自）より、日本民主党組織の届出があり勢力分野に異動があつた旨を報告、公正クラブは所属議員三名となつたのでこの交渉団体としての取扱い方を協議、なお各党において協議することとし、

- ④ 本日の代表質疑は高田議員（社）三室議員（自）の二名とすること、

- ⑤ 本日の議事は日ソ国交調整に関する要望決議を行い、次に代表質疑を行うこと、本会議は午後一時三十分開議することとし、午後一時十分散会。

○三月八日 午前十時四十八分、議長室において開議。

- ① 議席の変更を決定。

② 控室の異動を決定。

③ 公正クラブ（三名）を交渉団体として認めるかどうかについて協議、暫時休憩、午前十一時一分再開。

④ 公正クラブはオブザーヴァーとして議運に出席することは認めること、交渉団体としては認めないことに決定。

⑤ 三室議員（自）の質疑に対する知事の答弁保留については書面答弁を求めることとし、

⑥ 本日の代表質疑は二瓶議員（協俱）新川議員（労）とし、土山議員（公）は一般質疑で行うこと、

⑦ 一般質疑の通告は本日中に行うこと、本日の本会議は午後零時三十分開議することとし、午前十一時十分散会。

○三月九日 午前十一時二十七分、議長室において開議。

① 土山議運委員（公）の辞任を許可し、本多委員（民）を選任すること。

② 本日の議事は一般質疑を行うこと、佐久間委員（自）の一般質疑追加通告を了承、一般質疑は二日間を終了するよう進めることとし、

③ 予算特別委員は二十一名とすることに決定。

④ 明日は午前十時より議運を開き、本会議は午前十一時開議することと決定。

⑤ 議員の所属変更に伴う決算特別委員会の各派割当は、現状のとおりとすることに決定。

⑥ 本日の本会議は午後零時三十分より開議することとし、午前十一時四十七分休憩、午後三時二十七分再開。

⑦ 三室議員（自）より知事に対する質疑の書面答弁に対する再質疑を行うことを了承。

⑧ 本会議は午後三時四十五分より再開することとし、午後三時三十

五分散会。

○三月十日 午前十時二十分、議長室において開議。

① 一般質疑について岡田議員（社）は辞退、西田（信）議員（自）が追加、質疑の順序は高橋（社）、福島（自）、池戸（労）、土山（公）、佐久間（自）、西田（信）（自）各議員の順に行い、本日で一般質疑を終了することに決定。

② 本日の議事は議案第五十六号乃至第九十五号を追加提案、提案理由の説明を聴取、一般質疑を二名行つて休憩、

③ 休憩中に議運を再開して予算特別委員会の取扱い等を協議すること、予算特別委員会設置の動議は社会党より提出することとし、午前十時二十六分休憩、午後一時五十一分再開。

④ 予算特別委員の氏名について報告。

⑤ 議事課長より、議案の委員会付託について説明、そのとおり付託することと決定。

⑥ 休会は十一日より十六日まで六日間とし、十七日再開することに決定。

⑦ 本日は再開劈頭副知事より藻南学園の火災について報告、一般質疑を続行予算特別委員会を設置し委員の選任を行い、議案を委員会に付託後休会を決めること、本会議は午後二時十五分より再開することとし、午後二時散会。

○三月十七日 午前十一時二十八分、議長室において開議。

① 金沢予算特別委員長（自）より、予算委員会の審査状況について報告。

② 本日の議事は、本日提案の議案第九十六号乃至第九十九号を上程、提案理由の説明聴取後質疑を省略、委員会付託を行うこと。

③ 議案第九十六号は予算特別委員会、第九十七号、第九十八号乃至第

百七号は総務、第九十八号、第九十九号は農務、第一百八号は建築、第一百九号は土木の各委員会に付託すること。議案第百号は委員会に付託せず即決することに決定。

④ 議員の所属変更に伴う議席の異動を決定。

⑤ 財政課長より、藻南学園の復旧予算について説明、開会中に間はぬ場合専決処分することを了承。

⑥ 本日の本会議は午後零時三十分より開議することとし、午前十一時四十一分散会。

○三月十八日 午後二時四十一分、議長室において開議。

① 本会議は時間延長の後休憩することにし、午後二時四十四分休憩、午後四時四十五分再開。

② 本日の議事は日程第一議案第五十六号乃至第六十九号、第八十八号、第八十九号、第九十六号及び日程に追加し會議案第一号並びに意見案第一号をそれぞれ議決することに決定。

③ 明日の議事は予算特別委員会、決算特別委員会及び各常任委員会付託の議決、請願、陳情審査の件の順序とすることに決定。

④ 議長より、知事の退職申出について報告。

⑤ 本会議は直ちに再開することとし、午後四時五十三分散会。

○三月十九日 午後二時四十分、議長室において開議。

① 本会議は時間延長の後休憩することにし、午後二時四十一分休憩、午後八時五十分再開。

② 予算、決算両特別委員会の結論が出るまで待つこと、意見案第二号乃至第四号及び會議案第二号については休憩中に検討することとし、午後八時五十七分休憩、午後十一時十七分再開。

③ 諸般の進行状況から、本会議を直ちに再開、会期を一日間延長し

て散会、明日は午前零時五分開議とし、本会議の前に議運を開き準備でき次第本会議を開議することにし、午後十一時二十八分散会。

○三月二十日 午前十一時三十分、議長室において開議。

① 議事運営について先づ決算特別委員長報告並びに少数意見の報告、討論、起立採決、次に常任委員会付託案件の議決を行い、予算、請願、陳情の審査、意見案、會議案の議決は後廻しとすることに決定。

② 決算に関する討論は舟木議員（社）は委員長報告に賛成、動議に反対、西田（正）議員（民）は委員長報告に反対、動議に賛成、新川議員（労）は委員長報告に賛成、動議に反対、自由党は一名留保すること、少数意見の報告並びに動議の提出は三室議員（自）が行うこと。

③ 終つて本会議は予算委員会の結論が出るまで一旦休憩することにし、午前二時五分休憩、午前六時七分再開。

④ 意見案第二号乃至第四号は上程、原案可決とすることに決定。

⑤ 知事の退職申出については同意することに決定。

⑥ 議事は予算案の議決、請願陳情審査の件の議決、意見案の議決、會議案第二号の議決、知事の退職に同意の順序とすることとし、午前六時十五分散会。

総務委員会

○三月一日 午前十一時二十五分、第三委員長室において開議。

立原委員長（自）より、本日札幌市に編入の琴似町、札幌村、篠

路村の合併記念式典に全委員出席について諮り、異議なくそのことに決し、午前十一時二十六分散会。

○三月三日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、提出案件、議案第五号乃至第二十二号の三十年度道費各会計歳入歳出予算について総務部長よりの説明を聴取、まず歳入について質疑を求め、山内委員（労）より地方税法改正の要点について、金沢委員（自）より、二十九年予算との比較及び起債見通しについて、二瓶委員（協）より、三十年度予算の組み方について質疑があり、総務部長、財政課長より答弁、暫時休憩、午後零時五十三分再開。

② 休憩前に引き続き歳入についての質疑を続行、吉田（定）委員（協）より、歳入の見通しについて、山内委員（労）より、道税を二十九年より低く見積つた理由について質疑があり、総務部長、税務課長より答弁。

③ ついで歳出の面に入り、議会議務局、出納局、総務部各所管を問題とし、山内委員（労）より、知事、道議会議員の改選に伴う経費、広報課の映画製作費等について質疑があり、総務部長より答弁。

④ ついで公安委員会、教育委員会所管を問題とし、山内委員（労）より、公安委員会の予算について、窪田委員（公）より、婦人警察補助員の募集、改築する高校及び通信教育の問題、昇給停止解決の見通し、実習船の数等について、吉田（定）委員（協）より、教育予算の組み方について、二瓶委員（協）より、学童の自然増に伴う教員増加に関する条例改正と予算措置について、太田委員（社）より、高校一校当り維持費の前年度との比較について質疑、総務部長、財政課長より答弁。

⑤ ついで民生部、衛生部所管を問題とし、吉田（定）委員（協）より、生活保護費の扶助費の前年度との比較について、窪田委員

（公）より、児童保護委託費の内容について、二瓶委員（協）より、児童保護育成費の雑収入について質疑、財政課長より答弁。

⑥ ついで労働部、地方労働委員会、建築部、林務部、各所管を問題とし、窪田委員（公）より、公営住宅建設費の内容、母子住宅の運営等について質疑、総務部長、財政課長より答弁。

⑦ ついで水産部、農地開拓部所管を問題とし、吉田（定）委員（協）より、道営かんがい排水事業費の減額について質疑、財政課長より答弁。

⑧ ついで商工部、土木部、農務部各所管を問題とし、二瓶委員（協）より、中小企業融資強化費の内容について、立原委員長（自）より、北日本航空に対する貸付とその償還について質疑、総務部長、財政課長より答弁。

⑨ ついで特別会計を問題とし、委員長より、管財課の用品事業費の内容について、太田委員（社）より、札幌医大の三十年度募集人員について質疑、総務部長、財政課長より答弁。

⑩ 次に議案第二十三号乃至第五十五号について財政課長、地方課長より説明を聴取、議案第四十九号、岩内郡発足村、前田村及び小沢村を廃し、その区域をもつて共和村を置くの件については次期委員会決定することとし、午後二時二十分散会。

○三月八日 午前十一時四十分、第三委員室において協議会を開議。

立原委員長（自）より、町村合併の現地調査について諮り、第一班前田村、小沢村、発足村に金沢委員（自）、第二班大津村、大樹町に多田委員（社）をそれぞれ派遣することとし、午後零時五分散会。

○三月十七日 午後一時、第二委員室において開議。

① 田中副委員長（自）より、陳情聴取について諮り、異議なく、瀬

棚町長より、東瀬棚町、太櫓村、瀬棚町の三ヶ町村合併実現方について、忠類村議会産業委員長より、大津村を三分割し浦幌町、豊頃村、大樹町の三町村に合併し大津村晩成地区を忠類村に編入方についてそれぞれ陳情を聴取。

② 次に付託議案の審査に入り、議案第四十一号、第四十二号、第四十四号乃至第五十四号、第七十号、第八十三号乃至第八十五号、第九十七号、第百四号、第百六号、第百七号は原案可決に決し、暫時休憩、午後三時五十分再開。

③ 休憩前に引続き議案第百二号、第百三号の審査を行い調査結果について報告を聴取後、暫時休憩、午後四時四十分再開。

④ (立原委員長(自)着席)休憩前に引続き議案の審査を行い、議案第百二号、第百三号は一時保留することとし、

⑤ 次に全国都道府県議会議長会より連絡のあつた地方財政の危機打開に関する意見案の提出について諮り、委員長において案文作成の上明日協議することに決し、午後四時四十五分散会。

○三月十八日 午後四時、第二委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第百二号十勝郡大津村を廃し、その区域を三分割して十勝郡浦幌町、中川郡豊頃村及び広尾郡大樹町に編入するの件を議題に供し、多田委員(社)より、現地調査の結果について報告、二瓶(協俱)太田(社)西田(信)(自)川人(社)山内(労)各委員及び田中副委員長(自)より、質疑及び意見があり、総務部長、地方課長より答弁、二瓶委員(協俱)より、直別は将来釧路普別に編入するよう委員長報告にうたうべき旨、多田委員(社)より、浦幌、豊頃の境界変更並びに大樹、忠類村の関係も委員長報告にうたうべき旨の意見があつて、両委員の意見を委員長報告に入れることとし議案第百二号は原案可決に決定。

② ついで議案第百三号瀬棚郡東瀬棚町及び太櫓郡太櫓村を廃しその区域をもつて北檜山町を置くの件について多田(社)西田(信)(自)山内(労)各委員及び田中副委員長(自)より、質疑及び意見があり、総務部長、地方課長より答弁、暫時休憩、午後五時五十分再開。

③ 議案第百三号については明日審査を続行すること。

④ 地方財政強化に関する意見案の案文については明日までに検討することとし、

⑤ 次に総務委員会所管の私立学校に関する事項を文教委員会所管とすることについて諮り、異議なくこの旨文教委員会並びに議連に連絡することを決定、午後六時散会。

○三月十九日 午後一時三十五分、第二委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第百三号瀬棚郡東瀬棚町及び太櫓郡太櫓村を廃しその区域をもつて北檜山町を置くの件は原案可決、但し瀬棚町を加え三町村合併に努力し、二十四日中に話し合いがついた場合は専決処分(議会閉会の場合)により速かに手続きを行うことを委員会了解とすることに決定。

ついで議案第三十八号、第四十号、第七十九号乃至第八十一号、第八十六号、第八十七号、第九十二号乃至第九十四号、第百五号はいづれも原案可決、第五十五号、第百一号は同意議決に決し、

② 次に地方財政の危機打開に関する意見案について諮り、西田(信)委員(自)より、地方財政赤字の根本をきわめるため行政簡素化等の制度、機構の問題、積雪寒冷の特殊事情を織りこむべき旨の意見があり、案文に西田(信)委員(自)の意見を織りこみ提出することに決定、午後三時三十分散会。

衛生委員会

○三月十七日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

金沢委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第七十五号、第七十七号は原案可決、請願第七号は採択、請願第八十八号、第二百六十八号、陳情第九十六号、第五百五十六号は不採択に決し、午後零時五分散会。

文教委員会

○三月八日 午後四時三十分、第二委員室において開議。

- ① 林委員長（民）より、高等学校の道立移管について説明を求め、教育次長より説明、新川（労）坂東（浩）（自）委員より札幌東高校の道立移管と札幌市立商業高校設置の問題について質疑、応答があり、
- ② 次に児童生徒の自然増に伴う教職員の定員増について説明を求め、教育部長より説明、勢田（自）本多（民）委員より質疑、応答の後、午後五時十分散会。

○三月十八日 午後一時五十分、副議長室において開議。

- ① 林委員長（民）より、総務委員会所管事項のうち「私立学校に関する事項」を文教委員会の所管とする条例改正に関する措置について諮り、別に異議なく、この旨を総務、議運の各委員長に連絡する

こととし、

- ② 次に付託案件の審査に入り、議案第三十九号、第九十五号は原案可決、請願第九号、第九十六号、第二百三十七号、陳情第十四号、第二十九号、第三十号、第二百九十二号、第二百九十四号、第四百七十号、第四百七十四号は採択、同第四百四十二号は不採択、請願第十九号、第二十二号乃至第三十二号、第九十五号、第二百三十八号、陳情第十五号、第四十号は保留、同第四百八十八号、第四百九十号は議会の会議に付するを要しないものと決し、午後二時四十分散会。

民生委員会

○三月二日 午後四時五十分、第三委員室において小委員会を開議。

- ① 勢田臨時主査（目）より、主査互選の方法について諮り、中山委員（協俱）より、主査に勢田委員（自）を推選する旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 勢田主査（自）より、青少年保護育成条例等の審査方法について諮り、中山（協俱）、井口（社）委員より意見があり七日以降に審査を行うこととし、午後五時三十分散会。

○三月九日 午前十一時三十分、第二委員室において小委員会を開議。

- ① 勢田主査（自）より、青少年保護育成条例案の逐条審査を行う旨を述べ、まず道法規審査委員会の意見について民生部長より説明を聴取、ついで新川委員（労）より、本条例の制定については再検討の必要がある旨の意見があり、これに対して中野（社）秋山（協俱）

委員より、審査を遂行すべき旨の意見があつて、一旦休憩、午後四時三十分再開。

② ついで逐条審査に入つたが、明日続行のこととし、午後五時五分散会。

○三月十日 午後一時十五分、第二委員室において小委員会を開議。

① 勢田主査(自)より、昨日に引続き青少年保護育成条例案の逐条審査を行う旨を述べ、新川委員(労)より、本条例の原案に対する法規審査委員会の修正意見を求める旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後一時三十分再開。

② ついで文書課長より法規審査委員会の修正に対する意見について説明を聴取、中山(民)井口(社)新川(労)各委員より、修正意見について質疑、応答があつて、逐条審査に入り、第一条は原案に決して暫時休憩、午後二時三十五分再開。

③ 休憩前に引続き逐条審査を続行、小委員会案としての結論を打出し、午後三時四十五分散会。

○三月十一日 午前十一時五十五分、第三委員室において開議。

① 本多委員長(民)より、青少年保護育成条例案に関する小委員会の審査結果について報告を求め、勢田主査(自)より報告、井口委員(社)より、小委員会の結論として各党に諮るべき旨の意見があつて、そのことに決し十七日にその結果の報告を求めることとし、

② 高橋(社)井口(社)勢田(自)中野(社)各委員より、本条例実施の場合の執行面について質疑及び意見があり、民生部長より答弁。

③ ついで今後、中央に対して青少年問題対策強化要望意見案を提出することとし、午後零時四十五分散会。

○三月十九日 午後二時四十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭、札幌白川国立療養所患者同盟代表より、国立療養所の附添看護婦制度廃止に対する反対について陳情を聴取。

② 本多委員長(民)より、青少年保護育成条例の提案について諮り、自由党が党に諮る間本件の協議を後廻しとし、請願の審査に入り、請願第三十四号は採択に決定。

③ ついで青少年保護育成条例制定について新川(労)中山(民)井口(社)中野(社)桑野(民)各委員より、質疑及び意見があり、婦人児童課長より答弁、また勢田委員(自)より、自由党において協議の結果全面的に賛成の旨を述べ、委員長より、第十四条諮問の条項についてこれを児童福祉審議会とすることを諮り、異議なくそのこととし、ついで本条例案を委員会案として提案することについて諮り、異議なくそのことに決し、明日の本会議に上程するよう取り進めること、委員長の提案説明は後刻案文作成の上各党を持ち廻りすることとした。

④ 次に付託議案の審査に入り、議案第七十三号は原案可決に決定。

⑤ 次に新川委員(労)より、国立療養所における附添看護婦廃止に対する反対について意見書を提出すべき旨の意見があり、異議なくそのことに決定、ついで青少年保護育成条例に関する意見書を提出することに決し、両意見書の案文は委員長一任とし、午後三時五十分散会。

○三月十八日 午後四時、副議長室において開議。

本多委員長(民)より、請願陳情の審査を行う旨を述べ、請願第十五号、第二十号、第三十四号、第二百五十三号、第二百六十三号、陳情第十二号、第十三号、第四十六号、第四百六十号、第四百六十九号は採択、請願第四百四十四号、陳情第二十六号、第二百九十九号、

第三百号は不採択に決し、午後四時五十分散会。

農務委員会

○三月十八日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

宮本委員長（協俱）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第七十一号、第九十八号、第九十九号は、原案可決、請願第十四号、陳情第十六号、第十七号、第三十三号、第三十九号は採択、陳情第二十四号、第三十二号は不採択に決し、請願第九十九号、第二百三十九号、第二百四十号、第二百六十一号、第六号、第十二号、第二十一号、陳情第四百四十四号、第四百四十六号、第二百十四号、第四百三十七号、第四百五十六号、第四百六十七号、第四百六十八号、第四百七十八号、第四百八十四号、第三十六号は保留とすることとし、

② ついで荒委員（社）より、陳情第十六号について昭和三十年度北海道農業振興方策の件に関する意見書の提出について動議を提出、異議なくそのことに決し、案文については委員長一任とし、案文に意見がある場合は委員会を開かずに委員長に申し入れることとし、午後零時四十分散会。

林務委員会

○三月十一日 午前十時四十五分、第二委員室において開議。

① 西川委員長（民）より、静岡、山梨両県の治山治水並びに植林状況調査について報告を求め、岡林委員（社）より報告。

② ついで若林委員（社）より、風倒木処理方針について質疑があり、林務部長より答弁、若林委員（社）より、二十九年五月暴風並びに台風十五号による森林災害対策に関する意見書を提出する必要がある旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、委員長において案文作成の上次期委員会で協議することとし、

③ 次に付託案件の審査に入り、議案第四十三号は原案可決、陳情第四十一号、第四百八十六号は採択、同第四百八十七号は不採択、請願第二百五十七号は保留、陳情第三十五号は総務委員会に付託替とすることに決定、午後零時十五分散会。

○三月十八日 午後零時五十分、第三委員室において開議。

西川委員長（民）より、昭和二十九年五月暴風並びに台風十五号による森林災害対策に関する意見書の案文について諮り、若林（社）堀田（自）岡林（社）各委員より意見があつて、本道に住宅枠の拡大を図ること及び造林促進についての項目を追加し、提案することにし、午後一時散会。

水産委員会

○三月十七日 午後二時、第三委員室において開議。

村山副委員長（民）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三百三十八号（二十九年分）、第一号、第二号、陳情第六十一号（二十九年分）、第五号、第六号、第八号、第九号、第三十一号、第三十

八号、第四十二号は採択、請願第十三号、陳情第二十号、第三十七号は不採択に決し、陳情第四百二十二号、第四百九十二号（以上二十九年分）、第十九号は保留することとし、午後四時三十分散会。

商 工 委 員 会

○三月十九日 午後四時、第三委員室において開議。

村山副委員長（民）より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第四十二号は採択に決し、午後四時十分散会。

農 地 開 拓 委 員 会

○三月十七日 午後四時三十分、第三委員室において開議。

安達委員長（自）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第八十二号は原案可決、請願第百六十八号（二十九年分）、第十八号、第三十三号、陳情第二十一号乃至第二十三号は採択に決し、陳情第四十二号、第六十六号、第六十七号、第二百二十八号、第四百七十七号（以上二十九年分）は保留することとし、午後五時散会。

○三月十九日 午後二時五十五分、第三委員室において開議。

安達委員長（自）より、北海道農業振興に関する意見案について農務委員長より共同提案の申し入れがあつた旨を述べ、このことについて諮り、異議なく共同提案することに決し、午後二時五十八分散会。

○三月十日 午後一時十八分、第三委員室において開議。

宮坂委員長（民）より、北海道曹達株式会社の合理化計画について説明を求め、商工部長、工鉦課長より説明、大島委員（民）より(1)会社経営上必要な機械貸与の問題及び電気料金値下げに対する考え方、(2)幌別町の個定資産税の免除取扱いの問題について、和平委員（労）より、今後の建て直しに対する努力と電気料金の問題について、福島委員（自）より、会社に対する補助の問題について質疑及び意見があり、商工部長、工鉦課長より答弁、ついで大島委員（民）より、幌別町の個定資産税の免除方について委員長において地元と折衝されたい旨の意見があり、委員長より、理事者と協議の上折衝する旨を述べ、本件については会社の合理化計画の主旨を了承することとし、午後二時五分散会。

○三月十七日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。

① 宮坂委員長（民）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第七十二号、第七十八号は原案可決、請願第百二十八号、第百三十六号、第二百六十七号、第二百七十五号、陳情第百五十二号、第二百四十一号、第二百四十二号、第四百十六号、第四百九十五号、第二百十八号は採択に決定。

② 次に中国通商代表団の来日について商務観光課長より説明を聴取、午後零時二十分散会。

○三月十七日 午後二時五十三分、議長室において開議。

宮坂委員長（民）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四十四号は採択に決し、午後二時五十六分散会。

土木委員会

○三月十九日 午後三時一分、議長室において開議。

福島副委員長（自）より、中小企業金融強化対策に關し了承を得たい旨の申し出があるので本件を問題とする旨を述べ、商工部長より、信用組合の資金源確保と金融強化を図るため、信用保証協会に對する貸付金中信用金庫に再予託しているものうち一部を信用組合に予託替することについて説明、菊地（民）宮津（自）佐久間（自）伊藤（自）武田（民）各委員より質疑、応答の後、異議なく本件を了承することとし、午後三時三十分散会。

建築委員会

○三月十七日 午後零時三十分、第三委員室において開議。

坂東（秀）委員長（民）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第七十四号、第七十六号は原案可決に決し、午後零時四十分散会。

○三月十七日 午後二時五十七分、議長室において開議。

坂東（秀）委員長（民）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第八十八号は同意議決に決し、午後三時八分散会。

○三月十六日 午後二時五十分、第一委員室において開議。

徳中委員長（民）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三号、第四号、第十一号、第十六号、第十七号、第二十五号、陳情第十号、第二十五号は採択、請願第三十六号、第三十七号は不採択、同第五号、第十号、陳情第十一号は継続審査に決し、午後三時二十八分散会。

○三月十八日 午後一時二十分、第一委員室において開議。

- ① 徳中委員長（民）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第一百九号は原案可決に決し、
- ② 次に昭和三十年度土木関係予算の中央折衝のため、委員を派遣することに決し、派遣委員は榊原委員（社）外二名（後刻決定すること）、日程は東京事務所と連絡の上決定することとし、午後一時三十分散会。

労働委員会

○三月十六日 午後三時三十分、第一委員室において開議。

三室委員長（自）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第七号は継続審査に決し、午後三時五十九分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○三月十日 午後五時三十分、第一委員室において開議。

① 村上臨時委員長（民）より、委員長互選の方法について諮り、休憩の上各派代表者により正副委員長の互選方法を協議することとし、暫時休憩、午後六時三十五分再開。

② 道下委員（協俱）より、委員長互選については指名推選の方法により金沢委員（自）を委員長とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 金沢委員長（自）より、副委員長互選の方法について諮り、道下委員（協俱）より、指名推選の方法により池戸委員（労）を副委員長とする旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後六時五十分再開。

④ 次に審査日程については十一日教育委員会、民生部、労働部、十二日、水産部、土木部、商工部、林務部、十四日衛生部、建築部、公安委員会、十五日農務部、農地開拓部、総務部各所管について行うことに決定、午後六時五十七分散会。

○三月十一日 午前十一時五分、議場において開議。

① 金沢委員長（自）より、付託議案のうち教育委員会所管を議題に供し、報告による質疑に入り、舟木委員（社）より、青少年保護育

成条例制定に関連して精神的面における育成対策について、朝倉委員（民）より、(1)道立高校の数、(2)本年度の卒業生数と就職希望状況、(3)三十年度の高校道立移管計画と将来の高校設置見通し、(4)高校における職業教育の方針等について、道下委員（協俱）より、スクール・バスの設置奨励対策、私立学校の経営不振に対する指導対策等について、旭委員（自）より、公明選挙に関する指示と学校新聞の政治活動の問題について、福島委員（自）より、(1)青少年の保護育成に関する基本的な考え方、(2)教育予算の政策面、(3)学校新聞発行の態度、(4)寿都高校の道立移管の問題等について、池戸副委員長（労）より、(1)高校道立移管に伴う条件の問題、(2)町村立高校設置に伴う道立高校の廃止縮小の問題、(3)実業課程の増設に関する方針、(4)PTA運営に対する考え方等について、沖野委員（公）より、(1)学級増設の学校名、(2)教員養成所費減額の問題、(3)防火費予算計上の問題と火災発生の際の責任者処罰方針、(4)旅費算定の基礎、(5)学校給食の代行機関、(6)欠食児童の実態、(7)僻地教育振興の問題等について、金沢委員長（自）より、教員保育所の充実対策について質疑があり、教育次長、社会教育課長、財務課長、学校教育課長よりそれぞれ答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終了、午後一時十三分休憩、午後二時二十分再開。

② 次に民生部、労働部所管に対する質疑に入り、舟木委員（社）より、(1)乳児院のあり方とこれに対する考え方、(2)生活扶助費の算定基礎と減額の理由、(3)失業保険給付の期間延長と法改正に対する考え方等について、福島委員（自）より、(1)消費生活協同組合費の貸付及び回収状況、(2)生活資金貸付の状況、(3)母子寮、保育院の計画等について、大沢委員（民）より、国民健康保険関係の二十九年度追加のない理由、労働会館の設置計画等について、三浦委員（民）より、(1)生業資金、更生資金の貸付及び回収状況、(2)本道出身の海外未帰還者数について、道下委員（協俱）より、(1)国民健康保険医

療事業に関する道の対策、(2)応急失業対策の計画について、池戸副委員長(労)より、(1)日雇労働者の登録数、(2)日雇労働者対策費の内容、(3)接客業者に対する職業斡旋の問題、(4)生業資金の貸付等について、沖野委員(公)より、(1)職業補導費減額の理由、(2)失業対策費減額の理由、(3)生活保護費算定の基礎、(4)消費生活協同組合に対する貸付と中小企業逼迫の問題、(5)養老院の防火施設の状態、(6)国保関係予算減額の理由及び経営状況、(7)職業補導所製品の販売ルート等について、平野委員(自)より、(1)藻南学園全焼の原因と復旧対策、収容児の実態、(2)道立以外の養老院の数と補助の問題、(3)生業資金の回収状況、(4)消費生活協同組合貸付金の回収状況、(5)後保護施設等について質疑があり、民生部長、労政課長、職業安定課長、職業補導課長、保護課長よりそれぞれ答弁があつて、民生部、労働部所管に対する質疑を終了、午後四時八分散会。

○三月十二日 午前十時四十分、議場において開議。

① 金沢委員長(自)より、水産部、土木部各所管に対する質疑を行う旨を述べ、朝倉委員(民)より、町村道に対する補助の問題について、遠藤委員(社)より、(1)道南漁村に対する凶漁対策と実績、(2)浅海増殖事業実施に対する補助金未交付の問題、(3)凶漁地帯における青少年の育成対策、(4)台風十五号災害の風倒木による河川、橋梁等の復旧対策等について、舩田委員(協俱)より、(1)土木事業の起債見通しと地区別内訳、(2)海岸侵蝕防止の状況、(3)町村道に対する補助計画、(4)水産技術普及員の設置状況、(5)漁港修築費の適用箇所、(6)真珠養殖事業に対する今後の方針、(7)石狩川鮭鱒流網転換に対する国費の受入体制と今後の計画等について、福島委員(自)より、(1)道立水産試験場の利用状況、(2)道立公園の整備計画、(3)河川敷地内耕作地の私下計画等について、岩田委員(自)より、(1)対ソ国交調整の問題、(2)対ソ漁業調整に対する道の心構、(3)北洋漁業に

関連して対ソ漁業調整に対する考え方等について、平野委員(自)より、(1)冷害関係の土木事業費と道路局部改良費との関係、(2)橋梁架替費の施行箇所、(3)起債枠の限界の問題、(4)水産物検査費の追加提案の見通し等について、大竹委員(協俱)より、国費の土木現業所職員住宅の払下げについて質疑があり、水産部長、土木部長よりそれぞれ答弁、ついで沖野委員(公)より、(1)定期命令航路に対する三十年度の補助見通し、(2)道路整備に関する雪上自動車及びブルドーザー購入に対する補助の問題、(3)冷害による開拓者救済のための傾別、猿払地区の河川補修工事等の予算の見通し、(4)漁業法改正に関する農林省の態度、(5)沿岸漁業の不振による単位協同組合の再建方策及び生活困窮漁民に対する救済措置、(6)違反船に対する取締強化と違反船操業による実損額、(7)中型、小型底曳船の二十九年度告発件数、(8)操業禁止区域指定の問題、(9)魚族資源調査に対する助成の問題、(10)漁村の二、三男対策等について質疑があつて、暫時休憩、午後零時二十四分再開。

② 休憩前に引続き、沖野委員(公)の質疑に対し副知事、水産部長、土木部長、漁業調整課長、漁政課長より答弁、ついで高橋委員(社)より、(1)土木現業所派出所区域の連絡の合理化、(2)凶漁対策としての漁業転換方策、(3)生業資金の返還に関する困窮者の救済対策等について、勢田委員(自)より、(1)函館市住吉町にある簡易漁港に対する道費助成の問題、(2)地方費道より国道移管により中止の道路工事の継続施行の問題、(3)鮭鱒漁業の違反船に対する取締り、(4)総合開発の進捗状況と水産部門の進展状況、(5)台風十五号災害関係の起債見通し等について質疑があり、土木部長、水産部長、漁政課長、水産課長よりそれぞれ答弁、暫時休憩、午後二時三十分再開。

③ ついで岩田委員(自)より、副知事(野口)に対し、開発庁の実施官庁化に対する考え方について質疑応答があつて、水産部、土木部所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後二時五十分再開。

④ 次に商工部、林務部所管の質疑に入り、大沢委員（民）より、(1) 農漁村無灯火地帯の小水力発電事業に対する助成措置の問題、(2) 北海道曹達株式会社に対する出資金の回収状況と今回更に出資する理由等について、福島委員（自）より、風倒木払下げの検査の問題等について質疑があり、林務部長、商工部長、工鉱課長より答弁、暫時休憩、午後三時四十五分再開。

⑤ （池戸副委員長（労）着席）ついで朝倉委員（民）より、(1) 地下資源調査に関する地元負担の問題、(2) ボーリング実施に要する経費とこれに対する助成措置の問題、(3) から松の本年度植樹計画等について、三室委員（自）より、(1) 北海道曹達株式会社に対する出資問題、(2) 道有林会計より一般会計への流用について、中山委員（民）より、(1) 北日本航空会社に対する貸付金の問題、(2) 風倒木の処理対策等について、沖野委員（公）より、(1) 信用金庫の貸出状況、(2) 中小炭鉱救済策、(3) 造林事業の推進等について質疑があり、商工部長、林務部長、商工振興課長よりそれぞれ答弁があつて、商工部、林務部所管に対する質疑を終了、午後五時五十五分散会。

○三月十四日 午前十一時、議場において開議。

① 金沢委員長（自）より、衛生部、建築部所管に対する質疑を行う旨を述べ、西田（信）委員（自）より、(1) 道立病院収入を起債償還に充当の問題、(2) 札幌医大の研究費減額の問題、(3) 道有建築物の不燃化対策、(4) 道立ブロック指導所の試験費の使途内容及び民業圧迫の問題、(5) ブロック検査機関の分散の問題等について、大沢委員（民）より、雪印粉乳の学校給食中毒事件に関する乳製品の検査及び残品処理の問題と本道乳製品の信用回復について、高橋委員（社）より、(1) 粉乳中毒問題、(2) 凶漁凶作地帯の保健対策、(3) ブロック建築費の研究等について、舛田委員（協俱）より、(1) 医大病院の看護婦養成定員、(2) 公営住宅建設の年次計画、(3) ブロック建築の基準準

価等について、朝倉委員（民）より、(1) 道立病院の収支状況、(2) 無医村の数と無医村解消対策、(3) 道内の住宅不足数、(4) 風倒木活用の問題等について、沖野委員（公）より、(1) 道有建築物の指名入札における地元業者の参加措置、(2) 結核予算、伝染病予防費に対する考え方、(3) 覚醒剤取締費の内容等について質疑があり、建築部長、衛生部長、医務課長、薬務課長よりそれぞれ答弁があつて、衛生部、建築部に対する質疑を終了、暫時休憩、午後二時五十九分再開。

② 次に道警察本部所管に対する質疑に入り、井野委員（社）より、(1) 売春取締における業者の緩和陳情の問題、(2) 選挙違反に対する防犯対策等について、朝倉委員（民）より、労組の慰安会利用の選挙運動について、舟木委員（社）より、(1) 道警職員に対する超過勤務手当の支給状況、(2) 選挙違反に対する取締対策、(3) 警官の教養向上の問題等について、中山委員（民）より、(1) 売春条例の取扱い方、(2) 札幌市内各署の取締方針の統一、(3) 警官の教養向上の問題等について、沖野委員（公）より、(1) 定員外の職員数、(2) 冬期僻地警備の雪上車の配置等について質疑があり、公安委員長、刑事部長、警務部長、総務部長よりそれぞれ答弁があつて、道警察本部所管に対する質疑を終了、午後四時三十五分散会。

○三月十五日 午前十一時二分、議場において開議。

① 金沢委員長（自）より、農務部、農地開拓部所管に対する質疑を行う旨を述べ、舟木委員（社）より、家畜を売却して冷災害資金の償還に充当している問題及び有畜農業振興の問題について、朝倉委員（自）より、本道の食糧不足状況と総合開発の問題について、高橋委員（社）より、(1) 粉乳中毒問題に対する対策、(2) 機械化農業の推進と馬産対策、(3) 畜産物の消流対策、(4) 家畜の空胎防止対策、(5) 入植者の冷害による生活困窮者に対する対策、(6) 開拓地の保健衛生対策等について、舛田委員（協俱）より、(1) 農業関係の政策予算の計

上、(2)機械開墾推進の問題等について、村上委員(民)より、(1)農地開拓の建設工事予算の算出基礎、(2)土地改良費の補助の内容、(3)集約酪農地区設定の見通し等について、平野委員(自)より、(1)二十九年度における冷害被災戸数と被災程度、(2)営農資金の貸付及び償還状況、(3)被災開拓住宅に対する補助状況、(4)自作農維持資金の現状と今後の見通し、(5)開拓農家保有の家畜数、(6)冷害恒久対策としての建設工事計画、(7)開拓地の教育状況、(8)農産物検査費減額の問題、(9)堆肥の普及対策、(10)酸性土壌の補助金支払の見通し等について、三室委員(自)より、酸性土壌、心土耕の補助金の問題について質疑があり、副知事(野口)、農務部長、農地開拓部長、開拓経営課長、開拓計画課長、土地改良課長よりそれぞれ答弁、暫時休憩、午後二時二十三分再開。

② ついで沖野委員(公)より、(1)オーック海の気象を中心にした研究を行う農業試験場設置の問題、(2)種馬鈴薯の改善対策、(3)澱粉取引価格の安定対策、(4)天北開拓地帯の開墾がおくれている理由、(5)開拓実習場の設備拡充の問題、(6)今後の入殖対策、(7)開拓保健婦の定員化の問題等について質疑があり、農務部長、農地開拓部長よりそれぞれ答弁があつて、農務部、農地開拓部所管に対する質疑を終了、暫時休憩、午後三時二十分再開。

③ 次に総務部所管に対する質疑に入り、舟木委員(社)より、(1)職員定数条例制定に対する考え方、(2)臨時職員の身分安定の問題について、三室委員(自)より、(1)知事の病氣欠席の問題、(2)組合活動と選挙運動の問題及び選挙違反に対する取締りの問題等について(関連して西田(信)委員(自)より、組合活動と選挙運動の問題について質疑)、朝倉委員(民)より、(1)全道庁職員組合の家族慰安会における選挙運動の問題(関連して西田(信)(自)平野(自)各委員より繰り返し質疑あり)、(2)総合開発と電源開発の総合計画の問題、(3)第二次拓殖計画による電源開発の進捗度、(4)総合開発によ

る食糧増産計画の内容等について質疑があり、総務部長、電源部長、企画室長、管財課長よりそれぞれ答弁、総務部所管に対する質疑は明日続行することとし、午後五時五十三分散会。

○三月十六日 午前十一時十分、議場において開議。

① 金沢委員長(自)より、昨日に引続き総務部所管に対する質疑を行う旨を述べ、舩田委員(協俱)より、(1)貸付金による財政圧迫の問題、(2)北海道専達株式会社に対する出資の問題、(3)徴税費の使途内容、(4)起債に対する今後の考え方、(5)徴税機構の整理統合の問題等について、西田(信)委員(自)より、(1)開墾庁の実施官庁化に対する道の考え方、(2)三十九年度予算の地方交付税の見積過大と産業振興面に対するしわよせの問題並びに肉付する場合の構想、(3)工場誘致条例に対する予算の問題、(5)不動産取得税に対する本道特殊事情考慮の問題、(6)道議会議員の退職手当の取扱い方、(7)監察長制度の効果実績の問題、(8)庁内廊下の掲示板による選挙運動の問題等について質疑があり、総務部長、税務課長より答弁、暫時休憩、午後二時五十五分再開。

② ついで沖野委員(公)より、(1)二十九年度漁業関係税の調定と徴税成績、(2)雪上自動車に対する助成の問題、(3)境界変更に対する取扱い方及び道の勧告権限、(4)中小炭鉱に対する融資対策、(5)水道起債の申請状況、(6)漁業取締船強化の問題、(7)浅海増殖予算僅少の問題等について、村上委員(民)より、(1)電源開発調査費の内容、(2)天塩川水系の電源開発促進の問題等について、三室委員(自)より、(1)二十九年度の汚職事件のその後の状況、(2)貨物自動車管理の問題、(3)ボーリング条例と全額寄附によるボーリング実施の問題等について、福島委員(自)より、岩内町における不動産取得税及び事業税の問題について質疑があり、総務部長、電源開発本部長、財政課長、地方課長、税務課長よりそれぞれ答弁があつて、総務部所管に対す

る質疑を終了、暫時休憩、午後四時四十九分再開、直ちに散会。

○三月十七日 午後三時四十四分、議場において開議。

金沢委員長（自）より、本日追加付託された議案第九十六号昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加予算を議題に供し、田呂委員（協俱）より、(1)種糧購入補助金に対する道の上置き措置の問題、(2)昭和三十年度の国の暫定予算と補助事業実施の問題等について質疑があり、副知事（野口）より答弁があつて、本案に対する質疑を終了、午後三時五十七分散会。

○三月十八日 午後二時二十三分、議場において開議。

金沢委員長（自）より、議案第五十六号乃至第六十九号、第八十八号、第九十六号を一括議題に供し、平野委員（自）より、議案第五十六号及び第八十九号に関連する北海道曹達株式会社に対する出資については従来の会社経営に対し相当厳しい批判もあるので出資を打切るべしとの意見もあつたが、本道曹達工業育成のため経理方法等万全を期すべきことを嚴重に警告し今回の出資を認めることとし、この旨を委員長報告に強調することとして議案第五十六号乃至第六十六号、第八十九号、第九十六号は原案可決、議案第八十八号は同意議決とする旨の動議を提出、委員長より、動議について諮り、異議なくそのことに決し、残りの案件については明日協議することとし、午後二時三十分散会。

○三月二十日 午前五時五十八分、議場において開議。

① 池戸副委員長（労）より、議案第一号乃至第三十七号、第九十号及び第九十一号を一括議題に供し、道下委員（協俱）より、議案第五号については今後知事改選後において、予算の効率運用、収入の

確保、諸産業の振興、道民福祉の増進等議会意志を尊重し本格予算の編成に当るよう委員長報告に強調することとして、全議案を原案可決とする旨の動議を提出、副委員長より動議について諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に委員長報告文については委員長一任とすることとし、以上をもつて付託案件全部の審査を終了、午前六時三十分散会。

決算特別委員会

○三月一日 午前十一時三十分、第二委員室において小委員会を開議。

① 佐藤主査（協俱）より、署名委員を指名の後、一旦休憩（休憩中三室委員（自）より科学技術研究費補助の問題について企画室長と質疑応答があつた）、午後二時十五分再開。

② 主査より、土地改良事業用物品関係の提出資料について検討を行う旨を述べ、まず土地改良事業用物品に関する北海道土地改良協同組合連合会との話し合いの経過について農地開拓部長より説明を聴取、ついで土地改良事業用物品で道有として判明したものについて土地改良課次長より説明、三室（自）新川（労）委員及び主査より、土地改良事業用物品関係及び農地開拓部における物品取扱主任の職務体制等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、拓務課長、出納局総務課長、同次長、監査委員会事務局次長より答弁。

③ 次に三室委員（自）より、科学技術研究費補助に関する知事特命による研究依頼の実状調査について要望があり、監査委員会事務局次長より答弁、午後四時四十分散会。

○三月三日 午後二時、議長室において小委員会を開議。

① 佐藤主査（協俱）より、科学技術研究補助の問題及び重要物品受払の問題を議題に供し、三室委員（自）及び主査より、科学技術研究補助の問題について質疑があり、企画室長より答弁。

② 次に重要物品受払状況について説明を求め、軌条関係の受払状況について出納局総務課長より説明、ついで職員厚生課、出納局、工鉦課、土木部管理課、消防災害課、社会課、保護課、工営課、地下資源調査所、教育委員会、道路課、林政課、拓務課の各係員より、各課所管についてそれぞれ説明を聴取、桑野委員長（保ク）佐藤主査（協俱）三室委員（自）より質疑、応答があつて、午後五時散会。

○三月十一日 午前十一時十五分、第一委員室において開議。

① 桑野委員長（民）より、留保されていた総務部、農地開拓部所管に対する質疑を行う旨を述べ、三室委員（自）より、科学技術研究費補助の問題について質疑があり、副知事（野口）、企画室長より答弁、暫時休憩、午後一時十五分再開。

② ついで新川副委員長（労）より、委託工事の問題、物品管理の問題、起債増加の問題等について、三室委員（自）より、起債不承認の事業執行の問題、委託工事に対する監査の問題、委任出納員の監督の問題等について、浜森委員（社）より、簡易漁港工事費の繰越しについて質疑があり、副知事（野口）、総務部長、監査委員事務局長、出納長よりそれぞれ答弁。

③ ついで今後の運営について諮り、新川副委員長（労）より、今後の日程として、小委員会を三月十四、十五両日開き、十七日に委員会を開いて結論を出すこととすべき旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、午後三時十分散会。

○三月十四日 午後一時、議長室において小委員会を開議。

① 佐藤主査（協俱）より、決算審査の結論について検討する旨を述べ、三室委員（自）より、その前に科学技術研究費補助の問題について質疑を行いたい旨の意見があつて、そのことに決し、三室委員（自）より、科学技術研究費補助の問題について質疑があり、企画室長より答弁、暫時休憩、午後三時再開。

② 次に結論の打出し方について諮り、新川（労）土山（公）三室（自）太田（社）各委員よりそれぞれ意見があつて、先にまとめた報告書附帯意見の各項目について逐次検討を行い、明日更に検討することを決め、午後四時四十五分散会。

○三月十五日 午後一時三十五分、議長室において小委員会を開議。

佐藤主査（協俱）より、決算審査の結論について協議する旨を述べ、新川（労）三室（自）土山（公）太田（社）各委員より認定、不認定についてそれぞれ意見があり、結局、認定、不認定それぞれ意見を委員会に報告することとし、午後一時四十五分散会。

○三月十九日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 桑野委員長（民）より、小委員会の審査結果について報告を求め、佐藤委員（協俱）より報告、ついで西田（正）（民）太田（社）佐藤（協俱）各委員より、決算を認定しないとの意見について発言があり、三室委員（自）より、昭和二十八年年度費歳入歳出決算及び昭和二十八年度北海道医科大学費及び病院費をそれぞれ認定しない旨の動議を提出、動議成立、新川副委員長（労）より、昭和二十八年年度費歳入歳出決算は意見を付して認定する旨の動議を提出、動議成立、佐藤（協俱）西田（正）（民）太田（社）森川（社）各委員よりこの取扱について発言があり、午後零時十分一旦休憩、午後七時再開。

② ついで新川副委員長（労）より、休憩前に提出の動議について語

句を修正する旨を述べ、そのことに決し、暫時休憩、午後九時三十分再開。

③ ついで三室委員（自）より、先に提出の動議について語句を修正する旨を述べ、そのことに決し、暫時休憩、午後十時二十分再開。

④ ついで新川副委員長（労）より、先に提出の動議について語句を修正する旨を述べ、そのことに決し、

⑤ ついで動議の取扱いについて諮り、討論を省略することとし、起立による採決の結果、三室委員（自）外一名提出の動議は起立少数で否決、太田委員（社）外二名提出の動議は起立多数で可決、昭和二十八年年度決算は意見を付して認定することに決定、ついで三室（自）西田（正）（民）委員より、少数意見を留保する旨を述べた。

④ 次に委員長の報告（口頭）案文について諮り、三室（自）西田（正）（民）高田（社）天谷（協俱）各委員及び新川副委員長よりそれぞれ意見があつて結局、起草は委員長一任とし、案文については起草後委員会を開き、これを諮ることに決し、午後十時四十分散会。

○三月二十日 午前一時、第一委員室において開議。

桑野委員長（民）より、委員長報告文について諮り、案文のとおり異議なく決定、午前一時二十五分散会。

総合開発調査特別委員会

○三月二日 午前十一時三十分、第二委員室において開議。

坂東（秀）委員長（公）より、昭和三十年年度開業予算の中央折衝について諮り、宮北（社）児玉（自）委員及び四十栄副委員長（協俱）より、折衝方法についてそれぞれ意見があつて、第一班は四十栄副委員長（協俱）児玉（自）宮津（自）山内（労）大島（協俱）浜森（社）桑野（自）各委員、派遣期間は三月五日から十日間、第二班は宮北（社）森川（社）二瓶（協俱）西村（社）西田（信）（自）朝日（協俱）長沢（社）各委員、派遣期間は三月十日から十日間とし、委員長は適宜に上京することに決し、午前十一時五十五分散会。

○三月十八日 午後一時五十五分、第三委員室において開議。

坂東（秀）委員長（民）より、昭和三十年年度開業予算に関する中央折衝の経過について報告、四十栄副委員長（民）より、補足説明、西田（信）（自）宮北（社）山内（労）桑野（民）宮津（自）大島（民）各委員より今後の折衝についてそれぞれ意見があつて、結局、上京時期は選挙直後とし、派遣委員は委員長一任とし、なお、状況によつては選挙中であつても委員会を招集することとして、午後二時三十分散会。



全國都道府県議会議長会

○三月二十九、三十の両日 東京都議会第二委員会室において参与会を

開催、協議事項次のとおり。

- 一 昭和三十年度事務局事業計画について
- 一 第十五回（庶務事務中心）職員研修会事務協議会における協議事項について
- 一 その他
- 1 昭和三十年度全国議長会定例会における表彰
- 2 議員の視察についての連絡
- 3 議長会役員等について
- 4 原敬記念会館及び生家復旧資金の寄附について
- 5 日中貿易に関する代表歓迎経費の提出について

○三月三十日 東京都議会第四委員会室において緊急幹事会を開催、その経過次のとおり。

一 会長から新内閣による昭和三十年度予算が近く提出されるおりから、かねて本会において決議要望中の地方財政再建、気象観測設備の拡充強化等につい

て当面の予算措置について強く要望するため緊急参集を願つた旨を述べあい、つが、あり自治庁財政部、農林省、建設省、河川局、浅村、防災課長から公共土木関係について、農林省、農地局、大塚災害復旧課長から農地及び農業用施設関係について、農林省、林野庁、藤村指導部長から治山林道関係についてそれぞれ所管事項の現状等についての説明を聴取。

一 次いで次の事項を協議した。

1 地方財政の再建について

（新政府並びに関係方面に対し改めて抜本的再建対策の樹立実施並びに当面緊急の措置方を要望書により決議し要望する。）

2 気象観測設備の拡充強化について

（一、と同様本会要望の貫徹を期し要望する。）

3 災害復旧事業の早期完成について

（本件も前項同様恒久的対策の樹立実施方と早期完成について要望する。）

4 要望実行運動の方法について

（あけて正副会長及び常任幹事並びに京都府議長に一任する。）





地方交付税 4 月概算交付額

自治庁では、4 月に交付する地方交付税の概算交付額の算定を終り、4、5 月暫定予算の成立を待つて地方団体に交付することになった、交付額は次のとおり。

昭和 30 年度地方交付税 4 月概算交付額				(単位千円)			
都道府県名	都道府県分	市	町	村	分		
北海道	1,981,512	846,696					
青森	603,527	280,281					
岩手	701,022	308,502					
宮城	677,201	260,589					
秋田	643,733	261,944					
山形	633,272	244,202					
福島	856,741	356,517					
茨城	714,354	295,187					
栃木	546,148	137,150					
群馬	571,440	147,807					
埼玉	562,481	196,413					
千葉	676,725	236,322					
東京	—	57,407					
神奈川	—	60,664					
新潟	867,243	333,777					
富山	343,025	91,002					
石川	378,472	111,467					
福井	356,137	103,584					
山梨	409,929	148,959					
長野	866,479	309,567					
岐阜	472,939	180,028					
静岡	370,392	171,345					
愛知	—	99,296					
三重	390,901	153,979					
滋賀	278,684	73,371					
京都	237,790	90,129					
大阪	—	93,251					
兵庫	352,695	196,173					
奈良	296,907	73,854					
和歌山	362,134	156,264					
鳥取	326,245	97,641					
島根	431,013	167,129					
岡山	539,823	210,024					
広島	531,670	245,511					
山口	369,463	119,901					

単独災害、公共災害復旧事業起債額 (単位百万円)

単独災害 現年公共災害

道府県名	府 県 分		府 県 分		市町村分	
	道	府	市	町	村	分
北海道	550	170	—	—	29	—
青森県	40	10	—	—	—	—
岩手県	15	5	—	—	—	—
宮城県	15	7	—	—	—	—
秋田県	40	6	—	—	—	—
山形県	40	—	—	—	—	—
福島県	50	6	—	—	—	—
茨城県	40	—	—	—	—	—
栃木県	25	—	5	—	—	—
群馬県	20	2	—	—	—	—
埼玉県	40	—	5	—	—	—
千葉県	35	3	5	—	0.8	—
東京都	—	2	—	—	0.9	—
神奈川県	10	—	—	—	—	—
新潟県	60	5	5	—	—	—
富山県	80	15	5	—	—	—
石川県	45	15	—	—	0.8	—
福井県	130	26	—	—	—	—
山梨県	35	7	—	—	—	—
長野県	100	10	—	—	—	—
岐阜県	100	15	—	—	—	—
静岡県	200	33	10	—	—	—
愛知県	340	72	5	—	4	—
合計	22,898,897	9,031,103	—	—	—	—

単独災害、公共災害 復旧事業起債を許可

自治庁では3月31日、29年度地方債単独災害復旧事業、現年度公共災害復旧事業に対する起債を許可した。

今回の許可額は単独災害分は県分57億4千万円、市町村分15億1千万円、現年公共災害分は県分1億5千万円、市町村分1億1千3百万70万円である、道府県別内訳次のとおり。

義務教育費4月概算交付額

文部省は4月7日、義務教育費国库負担金の4月分概算交付額を次のとおり決定した。

昭和30年度義務教育費4月概算交付額

(単位千円)

都道府県名		交付額		都道府県名		交付額	
北海道	290,421	石川	57,905	北海道	290,421	石川	57,905
青森	73,671	福井	42,767	青森	73,671	福井	42,767
岩手	84,180	山梨	55,268	岩手	84,180	山梨	55,268
宮城	92,917	長野	125,782	宮城	92,917	長野	125,782
秋田	80,121	岐阜	92,278	秋田	80,121	岐阜	92,278
山形	83,957	愛知	138,532	山形	83,957	愛知	138,532
福島	124,995	三重	184,005	福島	124,995	三重	184,005
茨城	106,705	滋賀	88,638	茨城	106,705	滋賀	88,638
栃木	84,060	京都	47,720	栃木	84,060	京都	47,720
群馬	91,270	大阪	111,720	群馬	91,270	大阪	111,720
埼玉	124,801	兵庫	209,748	埼玉	124,801	兵庫	209,748
千葉	120,092	奈良	189,303	千葉	120,092	奈良	189,303
東神奈川	317,372	和歌山	42,577	東神奈川	317,372	和歌山	42,577
新潟	136,616	鳥取	65,908	新潟	136,616	鳥取	65,908
富山	150,533	根拠山	40,821	富山	150,533	根拠山	40,821
新潟	57,952	鳥取	56,256	新潟	57,952	鳥取	56,256
合計	5,740	合計	88,270	合計	5,740	合計	88,270

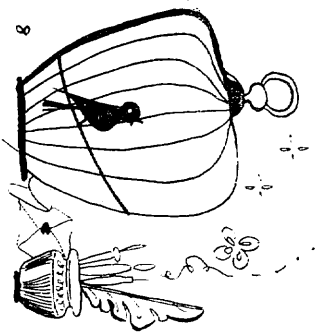
支廳別供米割当最終決定

本道の29年産米支庁別割当は、3月23日開催の第7回道農業会議で道提示の割当原案について審議の結果道原案を承認した。

昭和29年産米供出割当

広島	121,733	佐賀	64,957
山口	94,103	長崎	92,644
徳島	52,692	熊本	110,520
香川	51,819	大分	76,871
愛媛	87,943	宮崎	62,091
高知	53,112	鹿児島	106,535
福岡	230,825	計	4,853,016

支 庁 別	反 収	義務供出割当量	前回対比増減
合 計	677	石 10,480	石 280
狩野	903	163,840	-
石狩	858	97,250	+
上川	596	2,580	+
後志	525	150	-
檜山	539	1,200	-
渡辺	535	1,000	-
胆振	591	1,000	-
日十	50	-	-
釧路	-	-	-
根室	-	-	-
網走	20	-	-
宗谷	-	-	-
留萌	587	1,000	-
計	742	278,500	1,500





地方行政疑義問答集

条例制定上の疑義について

(昭和二九、一一、二七、自庁行発第二〇六号)
神奈川県議会議事務局長宛 行政課長 回答

問一 青少年の福祉を保持する趣旨のもとに、青少年の深夜外出を制限することは差支えないと思うがどうか。(第四条)

答 お見込のとおり。

問二 知事が青少年に悪影響を及ぼすおそれがあると認める図書興行等を指定し、それらの観覧、販売等を青少年に対し禁止する旨の規定を設けることは違法ではないと思うがどうか。

答 お見込の通り。

問三 「何人も青少年に対し、射撃心をそそるおそれのある行為をさせてはならない。」と規定した場合、その行為を規則中に列挙すれば、条例中にこれについての罰則を設けることは違法でないと思うがどうか。

答 違法とはいえないが、条例中に具体的行為を列挙するのが妥当である。

問四 青少年保護育成条例中に、青少年の立入を禁止する旨の規定を設け、違反

者に五千円以下の罰金を科することは差支えないものと思うがどうか。

答 お見込のとおり。

問五 条例中に「何人も青少年に対し、淫行、わいせつ行為をしてはならない。何人も青少年に対し前項の行為を教え、またはこれをみせてはならない。」と規定することは違法でないと思うがどうか。

答 お見込のとおり。

問六 右の場合、これを剽告罪とする旨の規定を条例中に設けることは差支えないと思うがどうか。

答 お見込のとおり。

問七 児童委員、警察官、その他の吏員に青少年を保護することができ旨の規定を設けることは違法ではないと思うがどうか。

答 お見込のとおり。

(註 釈)

一 「青少年保護育成条例」は青少年の心身の発達に有害な影響を与える等その福祉を阻害する行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的として制定せられた「行政事務条例」である。当該条例は青少年の行為に対して右の保護育成の見地から種々の制限、規制を加えているのであるが、かかる制限、規制を加えることが憲法によつて保障されている「基本的人権」との関連においていかにあるべきかという点に、この条例の最大の問題点があるように思われる。設問の問一より問五までは、すべてこの点に関するものである。

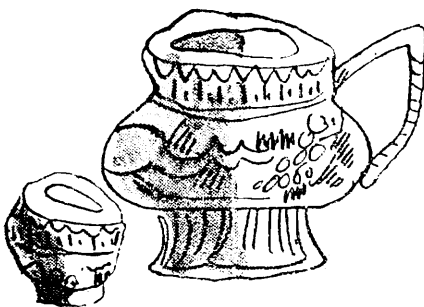
日本国憲法において基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として国民に与えられたものであり(憲法十一條)、法律をもつてしても奪いえないものとせられているが、しかしこれらの権利自由は果して絶対のものである、絶対に侵犯を許さないものであるか否かについては問題の存するところである。而して、通説に従えば憲法は第十二条で権利自由の濫用を禁止し、その利用は公共の福祉のためにする責務を課し、第十三条で個人の権利は「公共の福祉に反しない限り」尊重すべきことを規定しているから、基本的人権もまた公共の福祉による規制の下にあり、公共の福祉の要請があれば各条に公共の福祉による制約の留保のあるもの(憲法二二條、二九條)でなくとも、権利、自由に対して法律、条例等をもつて一般的に制限を加えることも

可能であるとする（判例もこの説をとる。但し、「公共の福祉」を広く解すれば、憲法が各個の権利自由について「法律の留保」をみとめない意義の大半は失われ憲法全体の趣旨に反するから「公共の福祉」による制限はその制約の留保のあるものに限るべきであるとする有力な少数説もある。）この見解に立脚するならば、本件の場合においても、青少年の保護育成という「公共の福祉」の見地から、青少年の権利自由に対して制約を加えることは敢て憲法違反とはならないであろう。また、かりに一步ゆずつて前述の少数説の見解にたち「公共の福祉」による制約を憲法にその留保ある場合に限定するという立場を採るにしても、本件の場合は、「明白かつ現在の危機」の理論（アメリカ法において久しく認められ最近最高）を援用するか、或は「権利濫用の禁止」の法理をもつてすれば、憲法に抵触するものとはいいたいであろう。

二 問六において「親告罪」を条例をもつて規定することの当否については問題が存する。「親告罪」は、公訴の提起に告訴・請求又は告発を必要とする犯罪であり、一般の犯罪については告訴等は単なる捜査の端緒となるにすぎないのに対して、「親告罪」については、告訴が訴訟条件となるわけである。「親告罪」が認められるのは一般に次の二つの理由によるものとせられている。即ち、第一は起訴により取調べて明るみに出すことにより却つて被害者の不利益となる虞のある場合を防ぐため（例えは強姦罪）であり、第二には、被害者が軽微であり、被害者の意思を無視してまで訴追する必要がないため（例えは略取誘拐罪、親族相盗罪）である。

さて、設問の場合についてみれば、当該犯罪について青少年を被害者とするならば、当該犯罪を「親告罪」としたのは、起訴によつて却つて被害者の不利益となることを防止するためであつて、前述の親告罪をみとめる第一の理由に該当するものであり、またこれを「親告罪」と規定しても、被害者の人格・権利に対する保護にこそなれ、青少年の育成・保護の趣旨に反するものとはいえないのである。このようにみえくると、当該犯罪を「親告罪」とすること自体は何等差支えないものと思われるのである。ただ、ここにおいてかかる犯罪を「親告罪」とすることを条例をもつて規定すること自体の

当否であるが、条例をもつて規定することに関し、特に積極的に禁止する規定もなく、刑法のみならず法律によつて規定することは、一般にみとめられているのみならず、本件の場合、当該犯罪を「親告罪」とすることによつて被害者の利益となることがあつても害となることはないこと前述の如くであるから、条例をもつて規定することも支障ないものと思われるのである。一説には「親告罪」自体をも犯罪の構成要件の中に包含せしめて、これを条例で規定することの根拠にしようとする趣もあるが、かかる無理な構成を行わなくても、当然にみとめられるものと解する。



報道から拾う

「政治的行爲」(人事院規則一四一七) 五項一号

にいう「特定の候補者」の意味

ここにいう「特定の候補者」とは立候補届出、推薦届出により候補者としての地位を有するに至つた特定人を指すのであり、「立候補しようとする特定人」がこれに含まれないということは、人事院の行政解釈であつた。

ところが国家公務員(郵便局長)が他の者のための事前運動として饗応接待をした事件について第一審はこの解釈をとつたが、広島高裁は検事控訴をいれてこれをくつがえし、国家公務員法の精神に照し「立候補しようとする特定人」もこれに含まれるとした。最高裁は三月一日第一審の見解を支持し次のように判示した。なお刑罰法令について類推拡張解釈をとつてはならないという原則を最高裁が明言したことは意義深い。

判 決 要 旨

「特定の候補者」とは、所論のとおり、「法令の規定に基く立候補届出または推薦届出により、候補者としての地位を有するに至つた特定人」を指すものと解すべきであつて、原判決が「立候補しようとする特定人」もこれに含まれるものと解したのはあやまりであるといわなければならない。

ただし、「特定の候補者」というのが「立候補しようとする特定人」を含むものと解することは、用語の普通の意義からいつて無理であり、同規則の他の条項ないし他の法令との関係で、ぜひそのように解さなければならないような特別の根拠があるわけでもないのに「国家公務員法一〇二条の精神に背反する」というような理由から刑罰法令につき類推拡張解釈をとることは、あきらかに不當といふべきだからである。



圖書室だより

新購入図書紹介

圖 書 名	著 者 名
日本資本主義講座 第十卷	小 椋 山 勝
昭和文学全集 第五十四卷	山 本 有 三
公務員法	佐 藤 功
地方自治小六法 昭和三十年版	学陽書房編集部
国会々議録用字例	衆議院記録部
判 例 大 系 第一卷 憲法	井 上 登
地方交付税法解説	地方財務協会
貿易統計年鑑 三十年版	国連統計部
労働組合の法律相談	沼 田 稲次郎

各官公庁その他よりの受贈図書

圖 書 名	受 贈 先
泥炭肥料に関する研究	道立工業試験場
第二のアメリカ革命	札幌アメリカ文化センター
農地開拓の概要	北海道庁
北海道農業試験場報	道農業試験場
北海道における小作制大農場の研究	道立農業研究所
社会福祉統計年度報	道民生部社会課
北海道農家経済調査報告書	道立農業研究所
川崎ニユース	株式重工業
科学技術総合要覧	道 総 務 部

澱粉廃水処理に関する研究	同
農村に於ける村落設置形態に関する研究	同
詳説福岡県議会史 大正編上巻	福岡県議会議事事務局
十勝川電源開発は進む	道電力協議会
地方教育費の調査報告書	道 教 委
産業教育調査報告書	同
国内出版物目録 三五号	国会図書館
読 書 春 秋 六卷一號	同
米書だより 二一號	同
米国政府刊行物目録 三五号	同
英国政府刊行物目録 一號	同
国会図書館法規要覽 二九年	同
自由党の政策三〇年	自 由 党
政調シリーズ 二四号	同
日本社会新聞 五一六、五一七号	日本社会党
文 部 広 報 一〇三、一〇五号	文 部 省
日本ユネスコ国内委員会ニユースレター	同
季刊文化財 一月号	同
厚生広報 二、三號	厚 生 省
第九管区海上保安部報 五一号	海上保安庁
海上保安統計月報 十月号	同
水産時報 一、二月号	農 林 省
農林統計調査 十二月号	同
林業試験場研究報告 七六号	同
林業新知識 一六号	同
農林水産統計月報 三四号	同
林業試験場研究報告解説 四九、五四	同
図書資料月報 一、十号	同

石油統計月報 一月	通 産 省
工業技術院近着図書資料(七)	同
工業統計表 第三卷 二十七年	同
工業統計表總括編 二十八年	同
通商産業省年報 二十八年	同
鉄鋼統計月報 一月	同
機械統計月報 一月	同
非鉄金属製品統計月報 一月	同
鉱山製錬統計月報 十一月	同
非鉄金属等需給統計月報 一月号	同
纖維統計月報 一月号	同
紙パルプ統計月報 一月号	同
業務研究 一月	電 々 公 社
電信電話 二月	同
施 設 一 号	同
図書館報 三三三號	同
簡保情報 一六六号	同
郵政統計月報 一月号	同
郵 政 二 月 号	同
調査時報 七号	同
世界月報 十一号	同
在外公館経済情報 六八四、六八二	同
世界の動き 三六号	同
決算検査報告 二十八年	同
レファレンス 四八号	同
會計検査院調査立法考査局	同

三月のメモ

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------|--|--|--|-----------------------|--|-----------------------|--------------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>20 ○田中知事退職承認。</p> <p>○鳩山内閣成立。</p> | <p>19 ○中央使節団受入れ決る、本道の視察は取止め。</p> <p>○銀行帰りの北見市中央小学校小使襲わる、スコップで殴殺教員の給料六十一万円強奪。</p> | <p>17 ○留萌大和田鉦でガス爆発。</p> | <p>16 ○道庁内に、道民の部屋、店開き。</p> <p>○第十一引揚船興安丸舞鶴を出港。</p> <p>○米、ヤルタ協定文書を公表。</p> | <p>14 ○二つの中国否定せずと首相外人記者団に言明。</p> <p>○エカフエ（国連アジア極東経済委員会）会議開く。（東京）</p> | <p>10 ○余剰農産物交渉で米、日本側提案を受諾。</p> <p>○前副知事西川氏知事選に立起を表明。</p> | <p>9 ○藻南学區全焼。（札幌）</p> | <p>7 ○日中、日ソ国交回復漁業協定締結根室地方住民大会開かる。</p> <p>○国体スキー大会終る。（旭川）</p> | <p>5 ○黄綬褒章伝達式行わる。</p> | <p>4 ○西川副知事辞任。</p> | <p>3 ○国体スキー大会開会式行わる。（旭川）</p> | <p>2 ○第一回定例道議会再開。</p> <p>○高松宮国体スキーで御米道。</p> <p>○全日本スキー選手権大会閉幕。</p> | <p>1 ○英国の水爆製造權威者ブルーノ・ボンテコルヴォ博士ソ連に亡命。</p> <p>○英で水爆製造すでに開始、英首相言明。</p> <p>○第三回海難審判開く。</p> | <p>28 ○第一回定例道議会閉会。</p> <p>○各省政務次官決る、開発庁は松田鉄蔵氏。</p> | <p>24 ○田中知事立候補表明。</p> <p>○釧路、蘭島で八百尾漁獲。</p> | <p>23 ○エカフエ總會開会議長に高崎長官選任。</p> <p>○暫定予算衆院を通過。</p> | <p>29 ○カニ漁船六隻ノサツプ沖で捕獲さる。</p> <p>○田中知事立候補のため退職。</p> <p>○知事選挙戦始まる。</p> | <p>30 ○鎌塚道教委教育長辞任、後任伊藤秀五郎学大教授。</p> <p>○南ヴェトナムにクーデター。</p> | <p>31 ○日中、日ソ国交回復國民大会開かる。（東京）</p> <p>○四、五月分暫定予算成立。</p> <p>○国会、自然休会入り。（一日から）</p> |
|--------------------------------------|--|-------------------------|--|--|--|-----------------------|--|-----------------------|--------------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

昭和三十年四月二十日発行

北海道議会時報
(第七卷第四號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

電話 ②六九一九番